

# 浦安市特別支援教育のあり方検討報告書

令和2年4月

浦安市教育委員会



## 目 次

はじめに	1
第1章 本市を取り巻く特別支援教育等に関する動向	2
第1節 国の動向	2
第2節 県の動向	3
第2章 本市の特別支援教育の現状と課題	4
第1節 本市のこれまでの取り組み	4
第2節 ライフステージに応じた取り組み状況	6
1 学び・支援の場	7
2 支える人・施設・仕組み	12
第3節 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の将来推計	16
1 特別支援学級に通う児童生徒数の将来推計	16
2 特別支援学校に通う児童生徒数の将来推計	17
第4節 意識調査及びヒアリング調査から見える課題	20
1 意識調査から	20
2 ヒアリング調査から	30
第5節 本市の特別支援教育における課題	33
第3章 本市における特別支援教育のあり方	36
第1節 本市における基本的な考え方	36
第2節 目指すべき方向性と具体的方策	38
第3節 特別支援学校の誘致に関する考え方	42
1 設置学部についての考え方	43
2 障がい種別についての考え方	44
3 誘致方法についての考え方	44
資料編	



## はじめに

平成 15 年（2003 年）3 月、文部科学省から「今後の特別支援教育の在り方について」の最終報告が出され、平成 17 年（2005 年）12 月に「特別支援教育を推進するための制度の在り方」について答申が出されました。

これを受けて、平成 19 年（2007 年）4 月、改正学校教育法が施行され、障がいの程度に応じ、特別の場で指導を行う従来の「特殊教育」から幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な支援を行う「特別支援教育」への転換が図られました。

本市では、障がいのあるなしにかかわらず、互いが支え合い、自立して社会参加できる「共生社会」の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築の理念の下、「まなびサポート事業」として組織的に取り組み、特別支援教育を推進するとともに、多様な学びの場の環境整備に努め、「どの子どもわかる・できる授業づくり」「どの子ども安心して居場所のある学級づくり」に向けて教職員の資質向上や人的支援等を工夫し、基礎的環境整備の充実を図っています。

平成 25 年（2013 年）からは3年間にわたり、文部科学省の委託事業である「インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業」の研究指定を受け、「合理的配慮」の実践事例を蓄積するとともに、校内体制の在り方について実践研究を行いました。

また、平成 27 年（2015 年）に改訂した「浦安市教育ビジョン」後期基本計画では、「子どもたち一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援をすることで、健やかな成長や発展を促す教育上の営み」として位置付け、特別支援教育を推進してきました。

平成 28 年（2016 年）4 月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、合理的配慮の提供が義務付けられるなど、近年、特別支援教育に関する環境が大きく変化し、多様性の尊重が今までにも増して求められるようになりました。

そこで、これまで本市が取り組んできた特別支援教育について振り返り、今後の特別支援教育の方向性等について検討する必要があると考えました。

本報告書では、保護者や教員を対象とした意識調査や関係団体のヒアリング調査等を行い、今までの特別支援教育の成果と課題を検証しました。それを踏まえ、通常の学級に在籍している児童生徒も含めた全ての子どもたちを対象とした特別支援教育の推進のための方向性を示しています。

今後、本報告書を基に、子どもたち一人一人の教育的ニーズに沿った支援体制の整備等を行い、より一層充実した特別支援教育の推進を図っていきます。

令和 2 年 4 月

浦安市教育委員会

## 第 1 節 国の動向

平成 6 年（1994 年）に各国政府及び国際機関（ユネスコ）によって提示された「サマソンカ宣言」により、障がいの有無にかかわらず、共に生活する社会の実現、教育においては共に学ぶ機会の実現を目指した統合教育（インテグレーション）が提唱されました。

平成 18 年（2006 年）に国連総会で、「障害者の権利に関する条約」が採択され、国においては、障がい者に関わる国内法の整備が進められました。

平成 19 年（2007 年）4 月 1 日、改正学校教育法が施行され、発達障がいを含む障がいのある子どもたちが在籍する全ての学校において、特別支援教育が実施されることになりました。

同日付けの文部科学省通知では、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」とされています。

平成 23 年（2011 年）8 月に、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内体制を整えるため、障害者基本法が改正されました。教育分野においては、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等、必要な施策を講じなければならない。」と規定されました。

平成 24 年（2012 年）7 月には、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム<sup>1</sup>構築のための特別支援教育の推進（報告）」が取りまとめられ、連続性のある「多様な学びの場」において、子どもたち一人一人の十分な学びを確保していくことが重要であると指摘されました。

平成 25 年（2013 年）6 月、全ての国民が障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成 28 年（2016 年）4 月に施行されました。同法では、「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」が義務付けられています。

平成 28 年（2016 年）12 月、学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布により、高等学校における通級による指導の制度化が進められました。

また、平成 29 年（2017 年）3 月には小・中学校の新学習指導要領、続いて 4 月には、特別支援学校小・中学部の新学習指導要領が公示され、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図っていくことなどが示されたところです。

<sup>1</sup> 「インクルーシブ教育システム」

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み

## 第2節 県の動向

千葉県は、国に先立ち、平成18年（2006年）10月、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、障がいのある方に対する誤解や偏見等による不利益な取扱いをなくすとともに、日常生活や社会生活上のバリアを解消することで誰もが暮らしやすい社会づくりを進めることを目指し、平成19年（2007年）7月から施行しました。

また、平成19年（2007年）3月には、障がいのある子ども一人一人のライフステージに応じた適切な支援とネットワークの構築を目指し、「千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、様々な取り組みを実践してきました。

平成26年（2014年）には、関係法令の改正を受けて、「千葉県心身障害児就学指導委員会」を「千葉県教育支援委員会」と改め、就学先決定の手続きの流れを見直すとともに、就学後のフォローアップに、より力を入れるようになりました。

平成27年（2015年）3月、「第五次千葉県障害者計画」を策定しました。これは、前計画に引き続き、千葉県における障がい者施策を総合的かつ着実に進展を図るものとなっています。

平成28年（2016年）6月、手話を言語として位置付け、県民一人一人が聴覚障がいに関することを理解し、コミュニケーション手段である手話・要約筆記等の普及促進を図ることを目指し、「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」を制定しました。

平成29年（2017年）10月には、国の施策や理念に適切に対応するため、これまでの県の取り組みと成果を踏まえ「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」をテーマに、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定しました。この計画は、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けて、その能力や可能性を最大限に伸ばし、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育、さらには、障がいの有無にかかわらず、互いに理解し合い共に社会をつくるための基礎を培う教育に取り組むため、現在すでに実施している取り組みも含め、これからの千葉県の特別支援教育に係る施策を網羅しています。

また、県立特別支援学校の児童生徒の増加に伴う教室不足などの過密状況を受け、県立特別支援学校の整備に係る具体的な計画として、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの5年間を計画期間とする「第2次県立特別支援学校整備計画」を策定し、計画的に過密状況への対応を進めています。

## 第1節 本市のこれまでの取り組み

本市の特別支援教育は、昭和40年（1965年）に浦安小学校に、翌41年（1966年）に浦安中学校に、心身の発達に遅れのある児童生徒を対象とした精神薄弱（現：知的障がい）の特殊学級（現：特別支援学級）を開設したことに始まります。

昭和52年（1977年）には、障がいのある児童生徒の適正な就学指導を目的として「心身障害児就学指導委員会」を設置し、昭和56年（1981年）に条例化し、配慮を要する児童生徒の教育に一層の充実を図りました。

昭和54年（1979年）、全国一斉に養護学級への就学が義務化され、それまで就学猶予や免除を受けていた重度の心身障がい児にも教育の機会が均等に与えられるようになりました。

当時、浦安町に住んでいた障がいのある子どもたちが指定された学校は、県立八千代養護学校（現：県立八千代特別支援学校）でしたが、遠方で通学が困難という理由から、町内の特殊学級に通学せざるを得ない児童もいました。このような状況に、町は障がいの状況や特殊学級の人数に応じて、学級運営の補助として「介助員（現：心身障がい児補助教員）」を配置することで対応しました。

昭和59年（1984年）には、浦安小学校に「言語治療教室」（現：「ことばときこえの教室」）を開設し、通常の学級に在籍する児童における言語障がいのある子どもたちの指導を行うようになりました。

その後、時代の変遷とともに統合教育の必要性が提唱されていく中、本市においても、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が多くなり、対象となる児童生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるよう、平成5年（1993年）から通常の学級にも心身障がい児補助教員の配置を広げ、支援の充実を図ってきました（資料編参照）。

障がいのある子どもとない子どもが共に学習する機会が増えるにつれ、障がいに対する理解、個に応じた支援、保護者や学校、学級担任等への支援が求められるようになりました。

そこで、平成14年（2002年）には「就学支援事業」を、平成18年（2006年）には特別支援教育を推進する「まなびサポート事業」を開始し、特別な教育的支援を必要とする子どもの学習環境を整え、より豊かな学校生活を実現するための支援体制を整えました。

平成19年（2007年）に学校教育法が改正され、特別支援教育が法的に位置付けられると、本市では就学相談の充実を目的に、就学指導委員会を廃止し、指導主事、専門員（臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士）、特別支援教育指導員、医師等で構成する「まなびサポートチーム」を平成20年（2008年）に設置しました。

また、平成19年（2007年）に、子どもの成長や発達で気になることの相談、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練など、地域の中核的な療育支援を行う機関として、福祉の部署に「こども発達センター」を設置しました。



平成 19 年（2007 年）、東小学校内に LD・ADHD<sup>2</sup>等の通級指導教室「通級ひがし」を開設し、通常の学級における発達障がいのある子どもの指導の場としての充実を図りました。

平成 20 年（2008 年）、個別対応の充実を図るために学習支援室の整備を開始し、同年、支援を要する子どもたちの介助サポートを行う「心身障がい児介助員（現：心身障がい児支援員）」の配置を開始しました。

平成 24 年（2012 年）には、特別支援学校のセンター的機能を生かした「県立船橋特別支援学校によるからだの通級指導教室」を開始しました。

平成 25 年（2013 年）からは 3 年間にわたり、文部科学省の委託事業である「インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業」の研究指定を受け、南小学校・東小学校・明海小学校を研究指定校として「合理的配慮」の実践事例を蓄積するとともに、校内体制のあり方について実践研究を行いました。

平成 26 年（2014 年）、医療的ケアを必要とする子どもが地域の学校に通う上で必要とされる医療行為の一部を、看護師が学校等において実施する「浦安市学校等における医療的ケア事業」を開始しました。

平成 27 年（2015 年）には、「ことばの教室」を「ことばときこえの教室」に改称し、聴覚障がいのある児童への指導・支援の場所づくりに取り組みました。

平成 28 年（2016 年）には、教育研究センター内に「県立千葉盲学校によるサテライト教室」を開設し、視覚障がいのある児童生徒への指導ができるようになりました。

このように本市では、様々な障がいに応じた指導ができるよう体制を整えてきました。

また、本市には県立特別支援学校が設置されていないことから、地域において、より専門性の高い教育支援体制を構築するため、千葉県及び千葉県教育委員会に対し、県立特別支援学校の分校・分教室の開設を平成 20 年度（2008 年度）より要望しているところです。

平成 27 年（2015 年）に改訂した「浦安市教育ビジョン」後期基本計画では、特別支援教育を「子どもたち一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援をすることで、健やかな成長や発達を促す教育上の営み」と位置付けました。

令和 2 年度（2020 年度）を計画の始期とする「浦安市教育振興基本計画」及び「浦安市学校教育推進計画」の中でも、特別な教育的支援の提供を含めた一人一人の能力に応じたきめ細かな学習指導の推進や互いの個性を尊重し、多様性を認め合う教育の推進を目指しています。

---

<sup>2</sup> 「LD・ADHD」

LD（学習障害 Learning Disabilities）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。  
ADHD（注意欠陥多動性障害 Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

## 第2節 ライフステージに応じた取り組み状況

本市では、多様な学びの場でライフステージに応じた支援を提供しています（表1）。

[表1 自立や社会参加に向けた学びの場と支援の流れ]

学び・支援の場		支える人・施設・仕組み		
就学前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園</li> <li>・ 幼稚園</li> <li>・ 認定こども園</li> <li>・ 在宅（訪問指導）</li> <li>・ こども発達センター「にじいろ」</li> <li>・ その他</li> </ul>	まなびサポートチームによる就学相談・学校支援 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育	こども発達センターによる療育・相談 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特別支援教育コーディネーターの設置（園）</li> <li>■ 心身障がい児補助教員の配置（保育幼稚園課）</li> <li>■ 巡回訪問看護の提供（保育幼稚園課）</li> <li>■ こども発達センターによる療育・相談（こども発達センター）</li> <li>■ 合理的配慮の提供（園）</li> <li>■ 個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用（園）</li> <li>■ 就学相談の実施（まなびサポート）</li> <li>■ サポートファイルの活用の推進（障がい事業課）</li> </ul>
小学校	<b>【通常の学級（市）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通級指導教室（ことばときこえ、LD等）</li> <li>・ サテライト教室（見え方）</li> </ul> <b>【特別支援学級（市）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的学級、自閉症情緒学級</li> </ul> <b>【特別支援学校（県）】</b>			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特別支援教育コーディネーターの設置（学校）</li> <li>■ 心身障がい児補助教員・支援員の配置（学務課・教育研究センター）</li> <li>■ 巡回訪問看護の提供（教育研究センター・青少年課）</li> <li>■ こども発達センターによる療育・相談（こども発達センター）</li> <li>■ からだ・見え方の通級による支援（県立特別支援学校）</li> <li>■ いちよう学級による支援（指導課・教育研究センター）</li> <li>■ 学習支援室の活用（学校）</li> <li>■ 合理的配慮の提供（学校）</li> <li>■ 個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用（学校）</li> <li>■ 就学相談の実施、就学支援、学校支援（教育研究センター）</li> <li>■ 交流及び共同学習の実施（学校）</li> <li>■ 教員の指導力向上研修会の実施（教育研究センター）</li> <li>■ サポートファイルの活用の推進（障がい事業課）</li> </ul>
中学校	<b>【通常の学級（市）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通級指導教室（LD等）</li> <li>・ サテライト教室（見え方）</li> </ul> <b>【特別支援学級（市）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的学級、自閉症情緒学級</li> </ul> <b>【特別支援学校（県）】</b>			
高等学校	<b>【特別支援学校（県）】</b> <b>【高等学校（県）】</b> （サポート校）			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ こども発達センターによる療育・相談（こども発達センター）</li> <li>■ 受検における合理的配慮の提供（学校）</li> </ul>
就労、大学等、在宅				<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 就労支援センターによる就労相談等</li> <li>■ 生活介護・グループホーム等の障がい福祉サービス</li> </ul>

## 1 学び・支援の場

子どもたち一人一人の学びの場として、園や小・中学校、高等学校等があり、特別支援教育に関する、より専門的な学びの場として特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校があります。

### (1) 特別支援学級

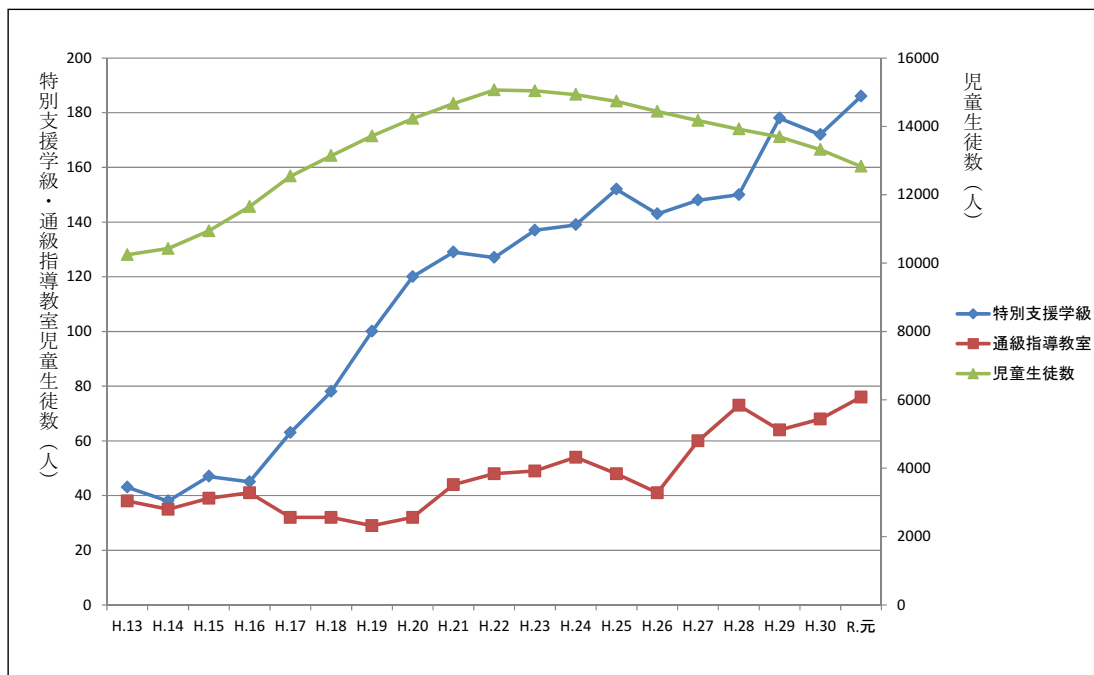
特別支援学級は、学校教育法 81 条の規定により、「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う」ことを目的に、小・中学校等に設置される学級です。本市には知的障がい、自閉症・情緒障がい等の学級があります。

また、市では、特別支援学級に通う児童生徒が地域の学校で教育が受けられるよう、小・中学校への特別支援学級の整備を計画的に進め、小学校には、17 校中 13 校、中学校では全中学校に設置しています（表 2）。

### (2) 通級指導教室

通級指導教室は、小・中学校の通常の学級に在籍し、一部特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業を通常の学級で行いながら、週 1～2 回、ニーズに応じた特別な指導を行う教室です。

本市の通級指導教室には、「ことばときこえの教室」と「LD・ADHD 等の通級指導教室」があります。また、「県立船橋特別支援学校によるサテライト教室（見え方）」が教育研究センター内に設置されており、「肢体不自由の児童生徒の通級指導（からだ）」は対象校にて巡回指導を行っています。



[図 1 児童生徒数（総数）及び特別支援学級・通級指導教室等の児童生徒数の推移]

(資料：教育研究センター)

特別支援学級の在籍者は、平成 16 年度（2004 年度）から急激に増えはじめ、現在では当時の4倍以上の人数となっています。また、通級指導教室を利用する児童生徒数も平成 16 年度（2004 年度）と比べ、2倍近くに増加しています（図1）。

近年は、「子どもによっては少人数で学び、個の発達特性に応じて学び方を工夫して教育課程に取り入れる特別支援学級の方が成長する」という考え方から、特別支援学級を希望する本人・保護者が増えてきたことが、在籍者数の増加の要因の一つと捉えています。

[表 2 市内特別支援学級・通級指導教室の学級数]

小学校	特別支援学級数 (障がい種)	通級指導教室数 (障がい種)	中学校	特別支援学級数 (障がい種)	通級指導教室数 (障がい種)
浦安小	2 (知的)	1 (言語)	浦安中	3 (知的)	
南小	3 (知的)		堀江中	1 (知的)	LA巡回
北部小	5 (知的)(情緒)		見明川中	2 (知的)(情緒)	
見明川小	2 (知的)		入船中	1 (知的)	LA巡回
富岡小	未設置	1 (LA)	富岡中	1 (知的)	
美浜南小	2 (知的)		美浜中	1 (知的)	
東小	1 (知的)	1 (LA)	日の出中	1 (知的)	
舞浜小	令和2年度設置(知的)		明海中	2 (情緒)	1 (LA)
美浜北小	未設置	2 (言語)	高洲中	1 (情緒)	
日の出小	未設置				
明海小	1 (情緒)				
高洲小	1 (知的)				
日の出南小	1 (知的)				
明海南小	1 (情緒)	1 (LA)			
高洲北小	未設置				
東野小	2 (情緒)				
入船小	2 (知的)				
合計	23	6	合計	13	1

(R元.5.1現在 教育研究センターより)

※ 知的・・・「知的障がい」	LA・・・「LD・ADHD等」
情緒・・・「自閉症・情緒障がい」	

特別支援学級に在籍している児童生徒の分布については、図2のようになっています。令和元年（2019年）5月1日現在、小学校の特別支援学級に在籍している児童は131人、中学校の特別支援学級に在籍している生徒は55人です。どの特別支援学級にも、他の学区から通学している児童生徒がいますが、南小学校、北部小学校、浦安中学校など、元町の特別支援学級の規模が大きくなっています。

特別支援学級に在籍している児童生徒の分布（令和元年5月1日現在）

【小学校】



【中学校】



【図2 特別支援学級に在籍している児童生徒数】

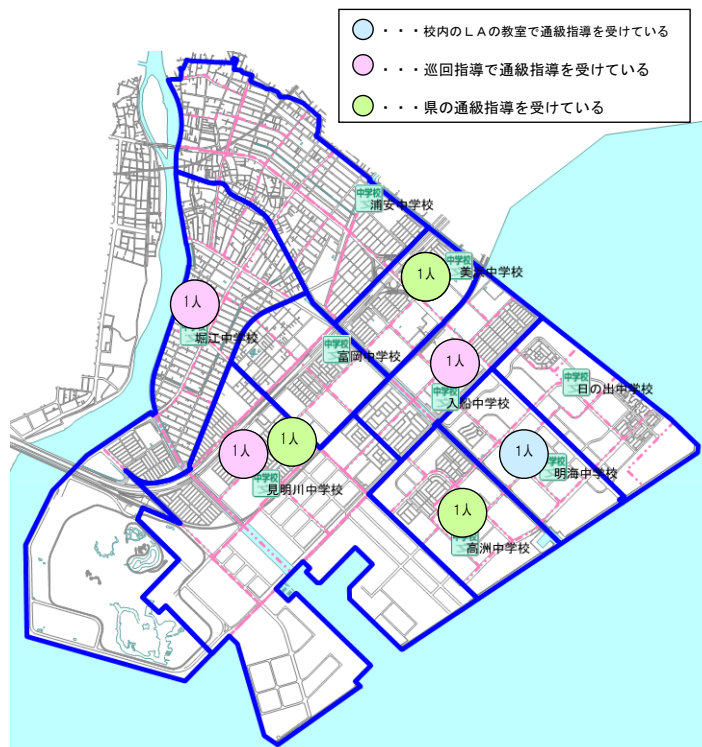
通級指導教室を利用している児童生徒の分布については、図3のようになっています。令和元年（2019年）5月1日現在、小学校の通級指導教室を利用している児童は69人、中学校の通級指導教室を利用している生徒は7人です。小学校では、17校中16校に通級指導教室の利用者がいます。中学校では、9校中6校に利用者がいます。

通級指導教室を利用している児童生徒の分布（令和元年5月1日現在）

【小学校】



【中学校】



[図3 通級指導教室を利用している児童生徒数]

### (3) 特別支援学校

特別支援学校は、従来の盲学校、聾学校、養護学校の障がい種別を超えて一本化したものです。学校教育法第72条の規定により、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」を目的としています。

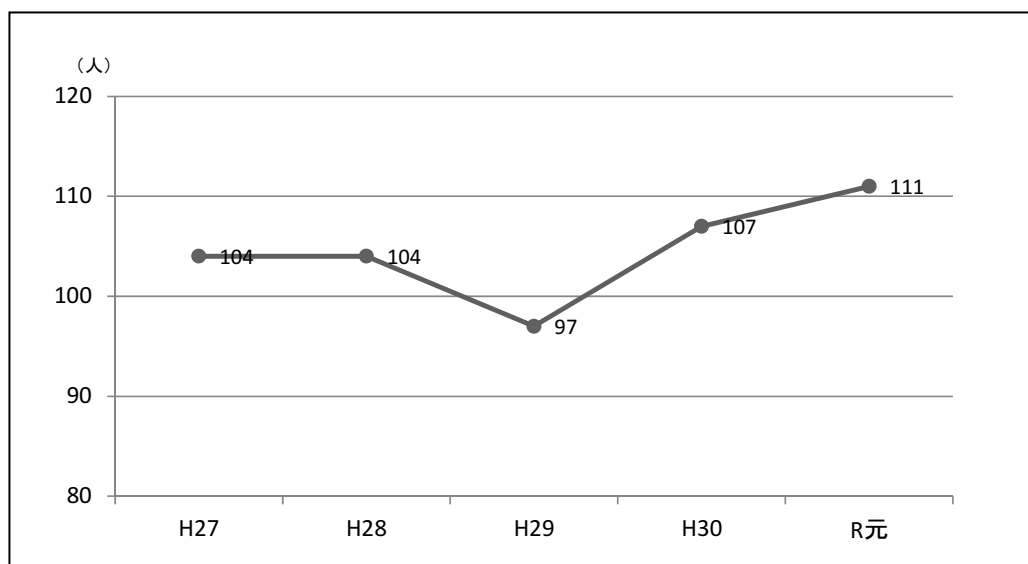
本市に居住する知的障がいのある児童生徒は、主に県立市川特別支援学校に通っており、肢体不自由のある児童生徒は、県立船橋特別支援学校（小学部）や県立船橋夏見特別支援学校（中学部・高等部）に通っています（表3）。

市内在住者の県内・他県特別支援学校在籍者数は、ここ5年間おおよそ100人から110人程度で推移しています（図4）。

[表3 市内在住の県立特別支援学校在籍者数]

校名	小学部	中学部	高等部	合計
市川特別支援学校（知）	17	10	40	67
船橋特別支援学校（肢）	10			10
船橋夏見特別支援学校（肢）		3	4	7
市川大野特別支援学校			18	18
その他（千葉盲学校・千葉聾学校・四街道特別支援学校等）	3	1	5	9
合計	30	14	67	111

(R元.5.1現在 教育研究センターより)



[図4 市内在住者の県内・他県特別支援学校在籍者数の推移]

(資料：教育研究センター)

## 2 支える人・施設・仕組み

特別支援教育とは、全ての子どもたちの多様な学びを支えるために、全ての教職員が取り組むべきものであり、教育の原点ともいえます。子どもたち一人一人が持てる力を十分に発揮できるように、ユニバーサルデザインの視点を持って取り組む必要があります。

このような特別支援教育を推進し、支えるために様々な人・施設・仕組みがあります。

### (1) 支える人

#### ① 特別支援教育コーディネーター

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けることとされています<平成19年(2007年)4月、文部科学省「特別支援教育の推進について(通知)」による>。

本市では、幼稚園・認定こども園・保育園及び小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置しています。特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校(園)内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担います。

#### ② 心身障がい児補助教員・支援員

本市では、小・中学校の特別支援学級や通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、学習支援を行うために「心身障がい児補助教員」を、生活支援を行うために「心身障がい児支援員」を配置しています。

心身障がい児補助教員は、学年及び学級に配置され、支援を要する子どもたちを含め全体の子どもたちの支援を行うため、学級担任・授業者のサポートを行います。心身障がい児支援員は、支援を要する子どもたちの介助サポートを行います。

また、幼稚園・認定こども園にも、心身障がい児補助教員・支援員を配置し、園児の保育活動や生活指導面での支援を行っています。

### (2) 支える施設

#### ① こども発達センター

こども発達センターは、心身の発達に遅れや気がある子ども(対象者は0歳~18歳まで)とその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育を行うとともに、児童発達支援センター事業として保育所等訪問支援など、地域に対する支援事業を行っています。また、園や学校などの関係機関と連携を図り、就学前から就学後のスムーズな学びや集団活動への適応ができるよう専門的な立場からの助言や各種支援を行っています。



## ② まなびサポート（教育研究センター）

まなびサポートは、特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、公認心理師・臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、特別支援教育指導員、スーパーバイザー（学識経験者）、医師、指導主事等の専門職員で構成された「まなびサポートチーム」による就学相談（主に年長児が対象）を行うとともに、就学後も学校支援として継続した相談業務を担っています。

平成 29 年度（2017 年度）からは、園長経験者もチーム員として加え、就学相談及び園支援の充実を図ってきました。

まなびサポートでは、相談業務以外にも特別支援教育に関する専門性と指導力向上を図ることを目的とした各種研修会を実施しています。

さらに、ユニバーサルデザインの視点に立った授業・学級づくりを進め、学習環境を整え、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場（特別支援学級・通級指導教室、学習支援室）を整備しています。

また、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制づくりの支援や、特別支援教育の理解啓発を目的に「特別支援教育実践マニュアル」を作成、配布しています。

現在、「いちよう学級」と連携して、不登校傾向のある児童生徒に特別支援教育の視点を生かした相談や予防的な相談ができるような体制を整えています。

## ③ いちよう学級

学校には行くものの、朝ぐずったり体調不良を訴えたりする、いわゆる「登校しづり」や登校することができない児童生徒の相談や心の居場所として、「いちよう学級猫実」「いちよう学級入船」の2か所を開所しています。「いちよう学級」には学習支援部門と教育相談部門、訪問相談部門の3部門があり、様々な状況の児童生徒の学校等への復帰を視野に入れた相談・支援を行っています。

内容的には教育相談、学習指導、グループ活動等を通して、学校生活や社会生活へ向けた自信をつけられるよう様々な体験活動を取り入れ、将来的な自立を支援しています。

## ④ 学習支援室

一人一人の教育的ニーズに応じて、個別または小集団で学習し、「わかる・できる経験」を積み重ねることで、安心して学級集団で学習する力を身に付けたり、それを可能にするために情緒の調整を行ったりする場として、学習支援室の活用を推進しています。現在は、市内全小・中学校に設置されており、不登校傾向のある児童生徒の学習の場として使用している学校もあります。

### (3) 支える仕組み

#### ① 合理的配慮の提供

平成 25 年（2013 年）6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これにより、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から、公立学校においても障がい者に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となりました。

本市でも、特別な教育的支援の必要な子どもが安心して持てる力を発揮しながら学習し、学校生活を送ることができるよう、本人及び保護者と園・学校が話し合って合意形成を図り、必要な合理的配慮を提供して環境調整を行っています。

文部科学省では、

ア. 学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと

イ. 障がいのある子ども一人一人に応じて、個別に必要とされるもの

ウ. 実施できる人がいること、また、金銭的に提供が難しいもの

の 3 点に留意することとしています。

#### ② 個別の指導計画・教育支援計画

「個別の指導計画」は、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細かい指導を行うため、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。単元や学期、学年ごとに作成され、定期的に見直しを図り効果的な支援につながります。

「個別の教育支援計画」は、医療・福祉など他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画です。一人一人の障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成します。

（「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を記入するシートは、教育研究センターHPよりダウンロードし、園・学校で保護者と作成します。）

#### ③ サポートファイルうらやす

福祉部が中心となって作成した「サポートファイルうらやす」は、特別な支援や配慮を必要とする子どもたちが、乳幼児期から成人期までのライフステージで途切れることなく一貫した支援を受けられることを目的に、保護者と医療・保健・福祉・教育等の関係者・関係機関が子どもの情報を共有するために活用するものです。

（ファイルは希望者に配布され、記入するシートは浦安市のHPから保護者自身がダウンロードして使用します。）

#### ④ 交流及び共同学習

「交流及び共同学習」は、障がい者の人権を守る国際的な流れの中から、国の重要な取り組みとして進められています。文部科学省が進めるインクルーシブ教育システム構築の中で大変重要な位置を占め、千葉県においても特別支援教育の重要な施策となっています。

「交流及び共同学習」は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この2つの側面は分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

障がいのある人とない人が触れ合い、学び合う体験の中で、多様性に気づき、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となり、自分から考えて行動する力が育まれることが期待されます。

また、これからの「交流及び共同学習」には、場を学校だけに限定せず、地域社会を視野に入れた取り組みが求められています。

#### ⑤ 教員の指導力向上研修会等の実施

教育研究センターでは、教員の特別支援教育に関する専門性と指導力の向上を図ることを目的に、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学級担任研修会、通級指導教室担当者研修会、心身障がい児補助教員研修会、心身障がい児支援員研修会、まなびサポート研修会等を開催しています。

まなびサポート研修会は、平成22年度（2010年度）よりまなびサポート職員が全校職員を対象に市内全小・中学校に巡回で出向き、学校のニーズに応じた研修会を実施しています。これまで、発達障がいの理解や支援方法についてや個別の指導計画、教育支援計画の作成の仕方等の研修会を実施し、教職員への特別支援教育の理解、資質向上に向けて取り組んでいます。

その他、各学校で行われている校内委員会、校内研修会等においても指導・助言を行っています。

#### ⑥ 巡回訪問看護事業

巡回訪問看護事業は、医療的ケアを必要とする子どもが通園・通所・通学する市立の小・中学校、保育所、幼稚園、認定こども園及び児童育成クラブ（以下「学校等」という。）において、安心して生活できるよう支援することを目的としています。

保護者が主治医の指導を受け、日常定期的に行っている子どもにとっての生活支援に相当する医療行為の一部を、市の委託を受けた訪問看護事業所の看護師が、学校等において実施する事業です。

巡回訪問看護事業を実施する学校等において、事業を安全かつ適正に実施するために、「学校等における巡回訪問看護事業検討委員会」を設置しています。

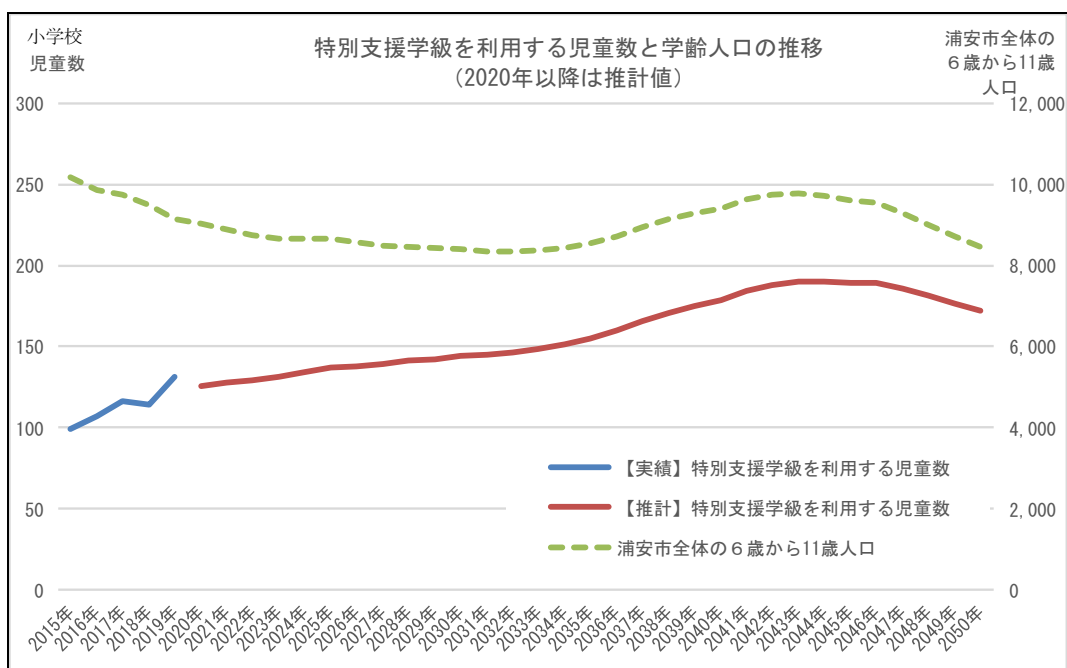
### 第3節 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の将来推計

#### 1 特別支援学級に通う児童生徒数の将来推計

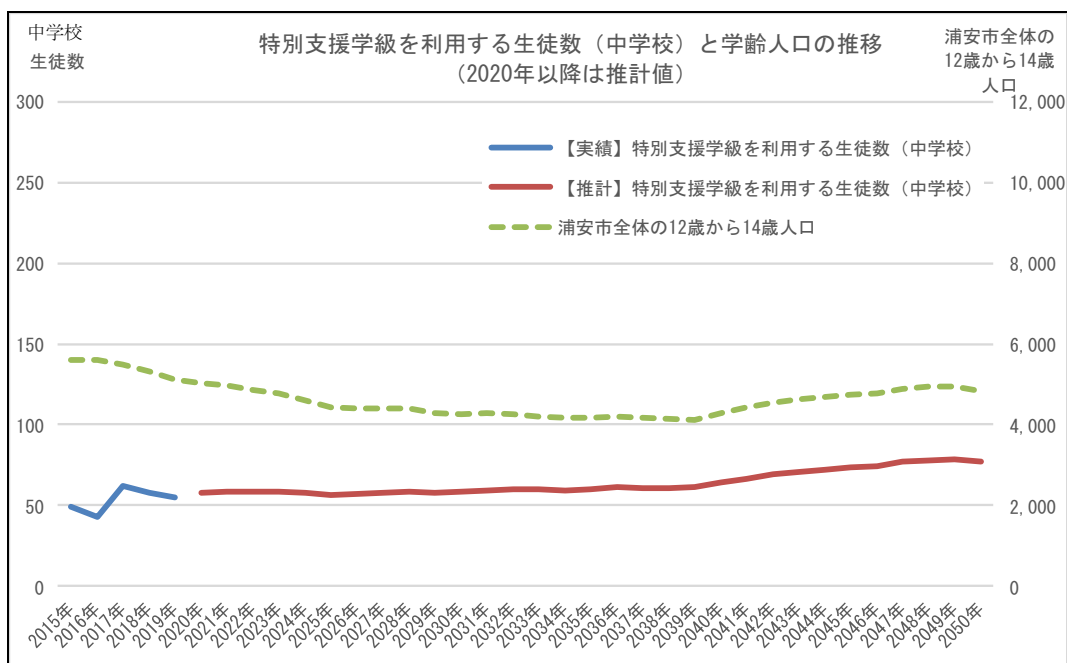
浦安市全体における児童生徒に該当する人口（6～14歳人口）は現在減少傾向にあります。特別支援学級を利用する児童生徒は増加傾向にあります。

将来においても、当該人口は減少する一方で、特別支援学級を利用する児童生徒は増加することが見込まれます。

当該人口は2040年代に増加傾向になった後、2043年をピークに再び減少し、その波に合わせて、特別支援学級を利用する児童生徒数も減少します（図5・図6）。



[図5 特別支援学級を利用する児童数（小学校）と学齢人口の推移]

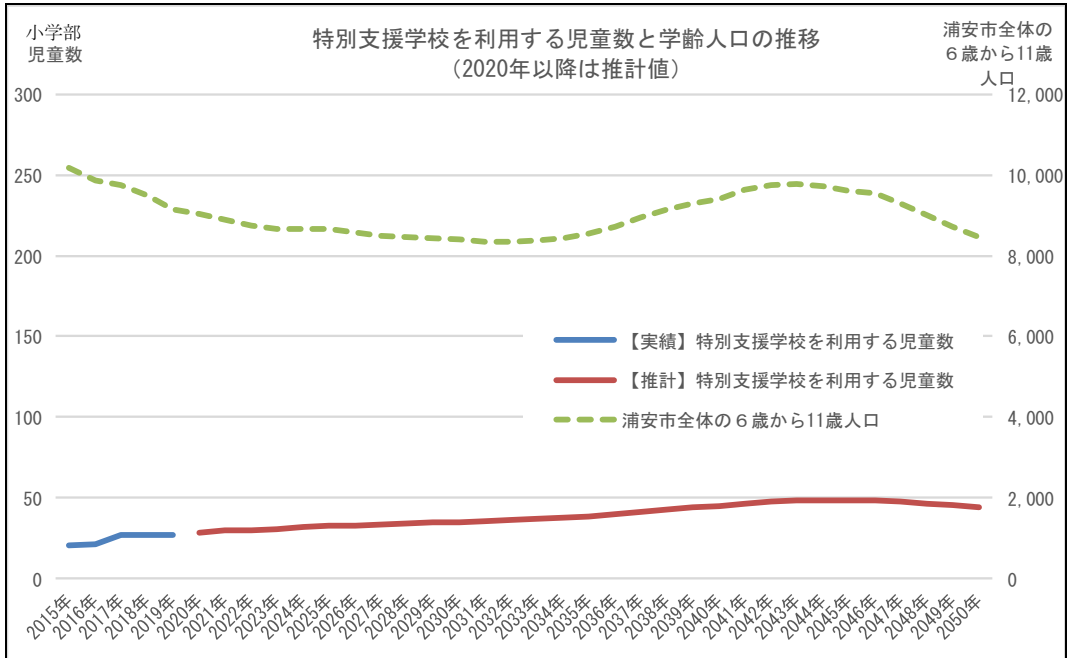


[図6 特別支援学級を利用する生徒数（中学校）と学齢人口の推移]

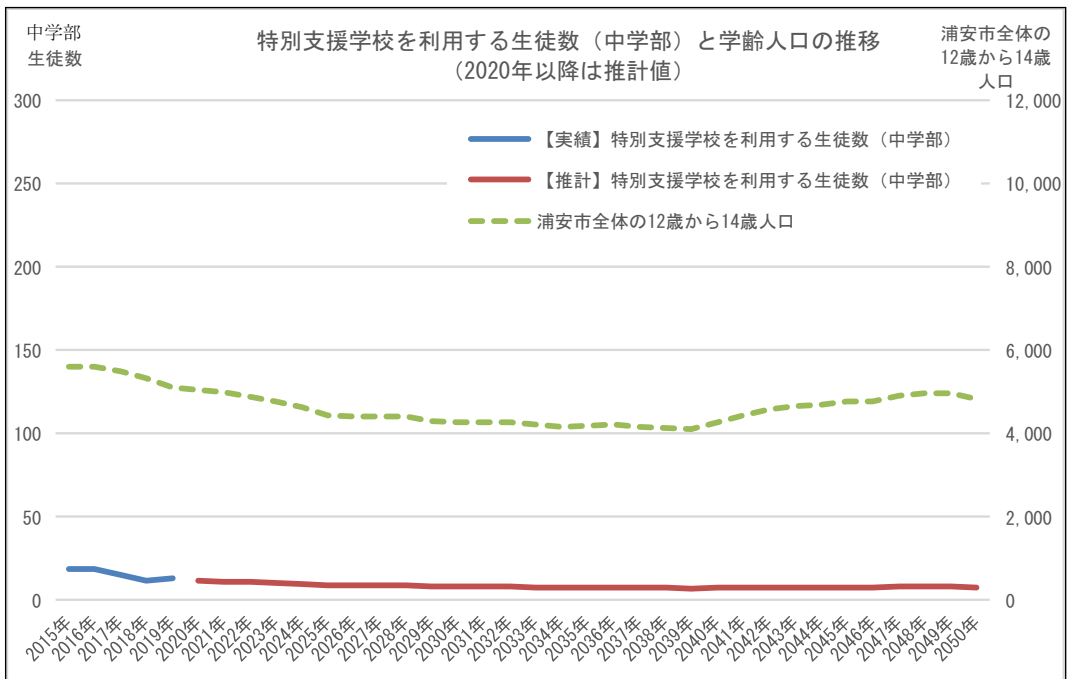
## 2 特別支援学校に通う児童生徒数の将来推計

### (1) 小・中学部

特別支援学校を利用する児童生徒数は、今後も一定の割合で推移していきます(図7・図8)。



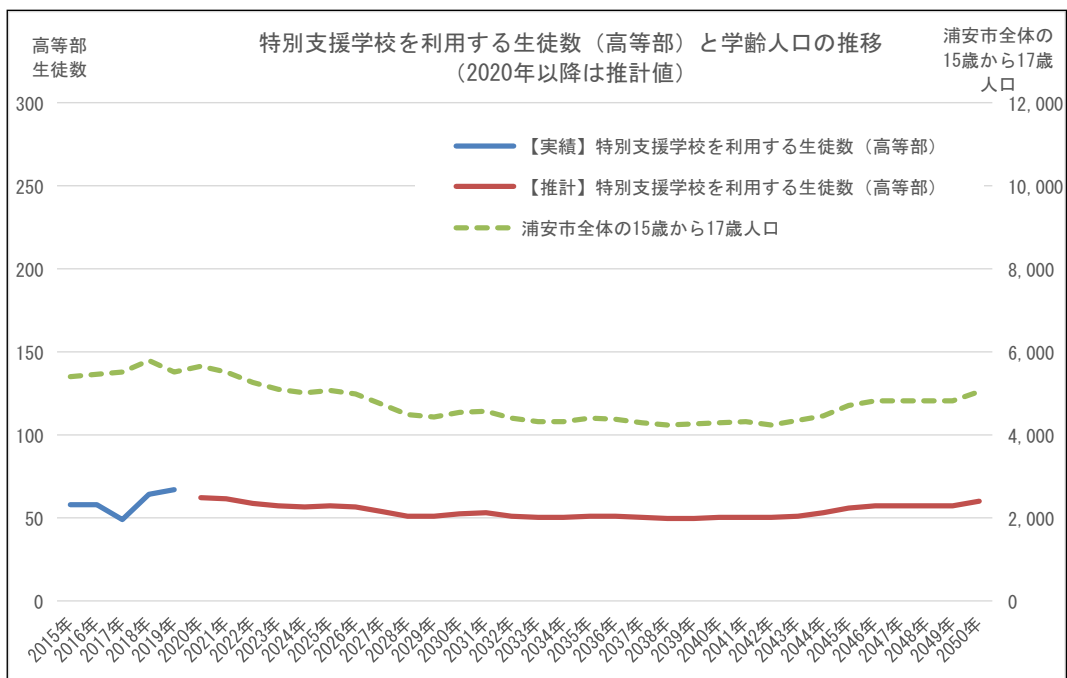
[図7 特別支援学校を利用する児童数(小学部)と学齢人口の推移]



[図8 特別支援学校を利用する生徒数(中学部)と学齢人口の推移]

## (2) 高等部

浦安市における生徒（高等学校）に該当する人口（15～17 歳人口）が減少傾向にある一方、特別支援学校高等部を利用する生徒数は、今後も一定の割合で推移していきます（図9）。

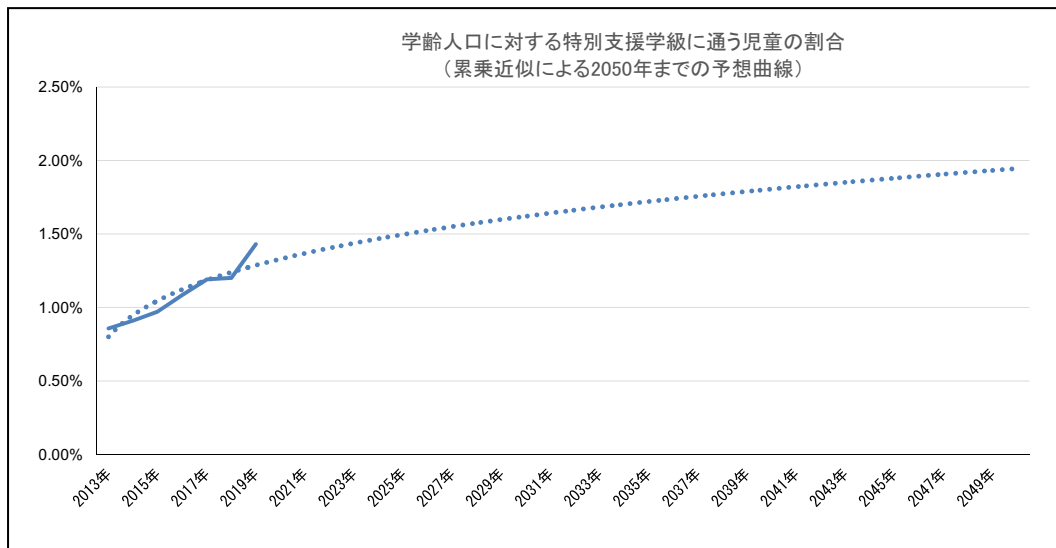


[図9 特別支援学校を利用する生徒数（高等部）と学齢人口の推移]

## 【参考】

### 特別支援学級及び特別支援学校を利用する児童生徒数の将来予測の推計方法

1. 浦安市における児童生徒に該当する人口に対する特別支援学級及び特別支援学校を利用している児童生徒数の割合をそれぞれ算出したく平成 27 年（2015 年）～令和元年（2019 年）。
2. 上記 1 を基に、累乗近似による係数を算出する（図 10 参照）。
3. 算出した係数を将来の児童生徒に該当する年齢人口に乗じることにより、将来の特別支援学級及び特別支援学校を利用する児童生徒数の推計値を算出する。



[図 10 累乗近似による 2050 年までの予想曲線]

#### <累乗近似曲線を用いた理由>

- 割合が永遠に伸び続けることは考えにくいため、ある程度収束する形の曲線として、今回推計にあたっては、対数近似または、累乗近似による将来予測が適切と考えた。対数近似と累乗近似について、近年の傾向も加味した結果、予測値の初年の差が少ない累乗近似による将来予測を採用することとした。

## 第4節 意識調査及びヒアリング調査から見える課題

### 1 意識調査から

#### (1) 趣旨

浦安市の特別支援教育のあり方を検討し、今後の本市が目指すべき特別支援教育の方向性を明確にするため、特別支援教育に対する保護者、教員のそれぞれの考えや意見を広く聴取する。

#### (2) 調査の内容

調査対象	調査内容
<b>保護者</b> ■ 通常の学級の児童生徒 (市内各小学校の5年生1クラス、 市内各中学校の2年生1クラスを抽出) ■ 浦安市内の小・中学校の特別支援学級に 在籍している児童生徒 ■ 浦安市内の小・中学校の通級指導教室を 利用している児童生徒 ■ 浦安市に在住し、市外の特別支援学校 (小学部・中学部・高等部)に通う児童 生徒	<b>【障がいのある児童生徒の保護者】</b> ・障がいの状況 ・相談機関とその満足度 ・学校、学級の選択理由 ・児童生徒の様子  <b>【全保護者】</b> ・特別支援教育に係る取組の満足度 ・特別支援教育に係る取組の必要性 ・卒業後の進路希望とその理由 ・特別支援学校の必要性 等
<b>教員</b> ■ 浦安市内全ての公立小・中学校の学級担任 (通常の学級、特別支援学級、通級指導教室) ■ 養護教諭 ■ 心身障がい児補助教員 ■ 心身障がい児支援員 ■ 少人数推進教員・少人数教育推進教員 ■ スクールライフカウンセラー	<b>【全教員】</b> ・教職経験と特別支援学級等の経験 ・特別支援教育に係る取組の満足度 ・特別支援教育に係る取組の必要性 等

(3) 調査期間 令和2年1月 2週間程度

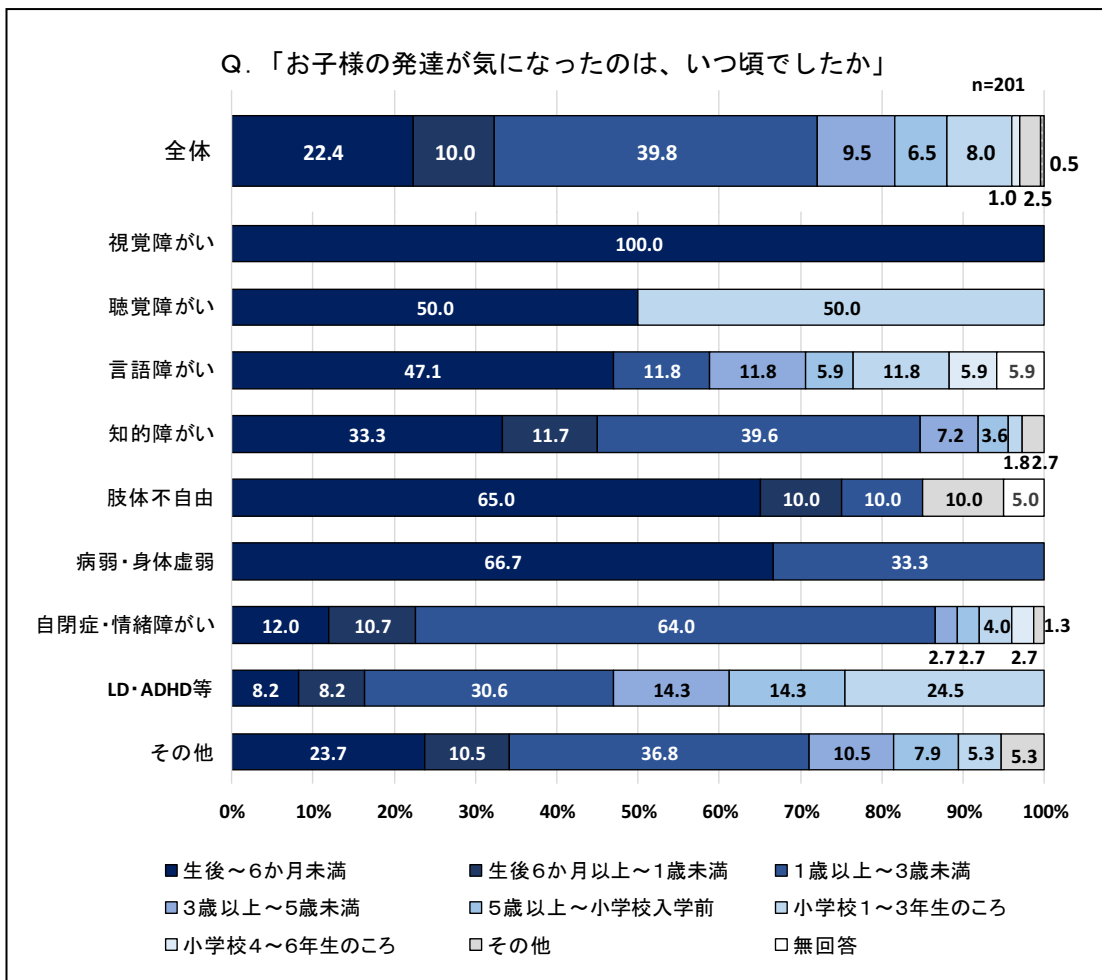
#### (4) 見えてきた課題

##### ① 保護者調査から

ア 障がいについて気になった時期と相談機関について (図 11・図 12・図 13)

子どもの発達が気になった時期については、生後から3歳未満までに気になったと回答した保護者の割合が72.2%を占めており、かなり早期から気付いていた保護者が多いことがわかります。また、障がい別にみた場合、知的障がいは、84.6%、自閉症・情緒障がいは、86.7%、LD・ADHDは、47.0%となっています(図 11)。

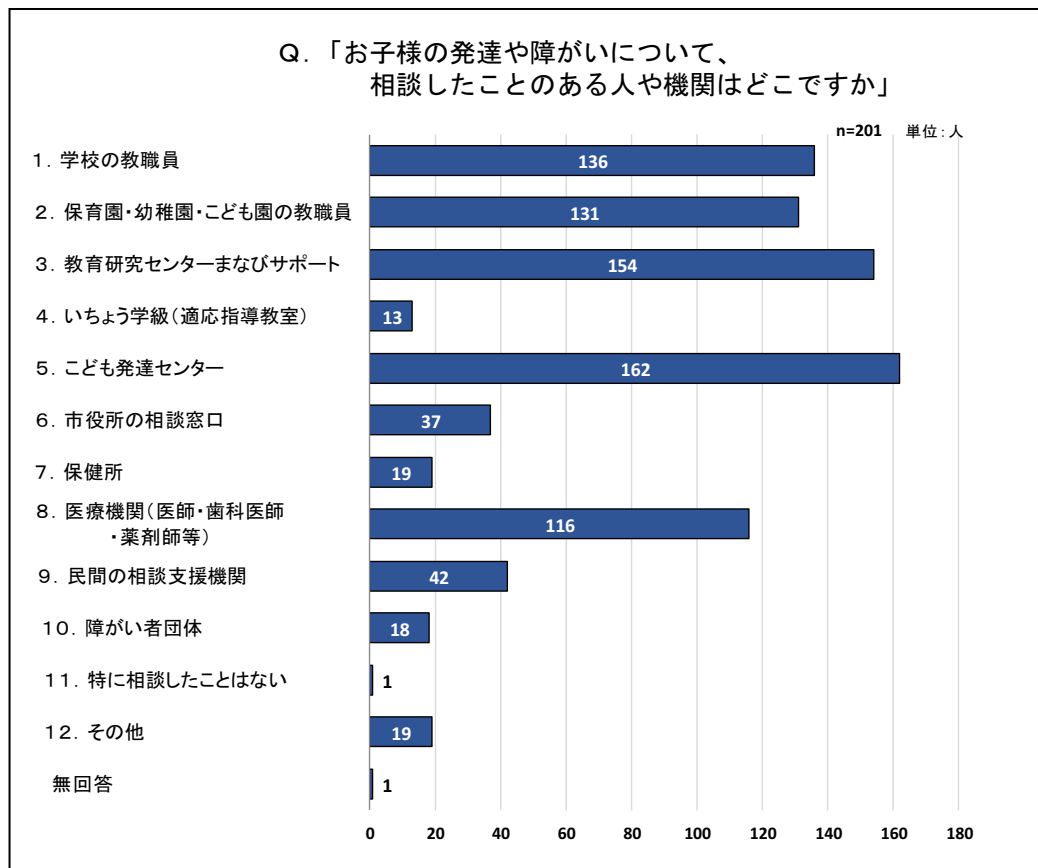




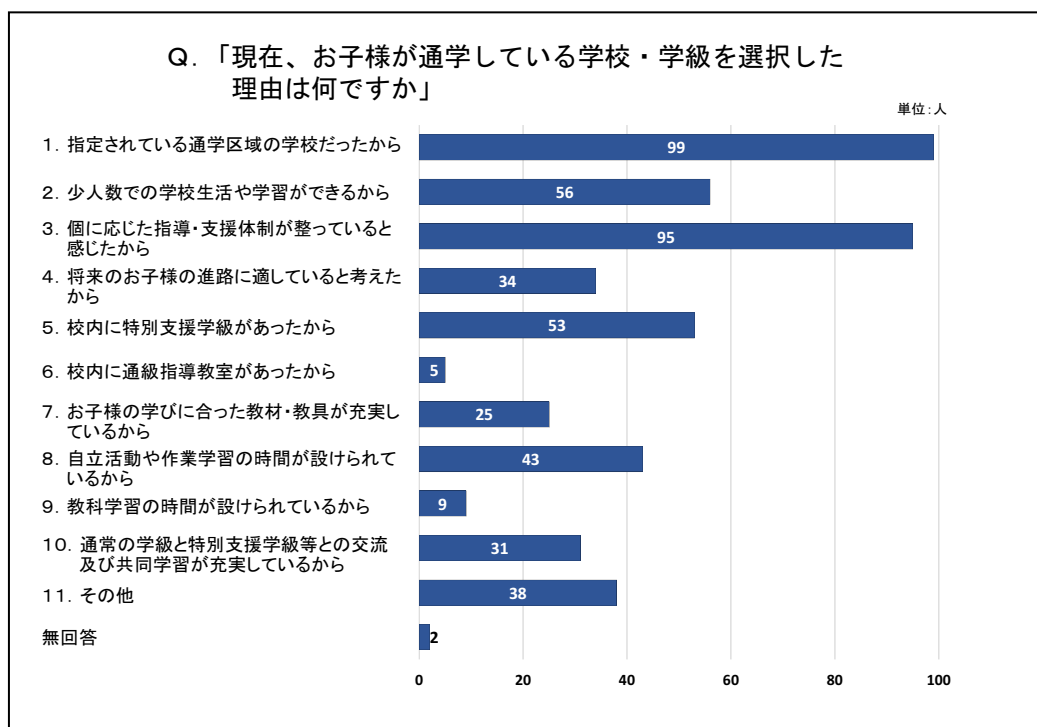
[図 11 「お子様の発達が気になったのは、いつ頃でしたか」  
(子どもに「障がいがある」と回答した保護者への質問)]

発達や障がいについて相談した機関については、こども発達センター、まなびサポート、医療機関が多くなっており、就園・就学に当たっては、保育園や幼稚園、学校の教員に相談するケースも多く、相談機関だけではなく、日ごろから指導している教職員等との相談も重要であることがわかります(図 12)。

また、通学している学校・学級を選択した理由については、「指定されている通学区域の学校だったから」が最も多く、次いで、「個に応じた指導・支援体制が整っていると感じたから」、「少人数での学校生活や学習ができるから」、「校内に特別支援学級があったから」という回答となっており、「地域で学ぶこと」や「一人一人の教育的ニーズに応じた教育」を求めている保護者が多いことがわかります(図 13)。



[図 12 「お子様の発達や障がいについて、相談したことがある人や機関はどこですか」(複数回答)(子どもに「障がいがある」と回答した保護者への質問)]



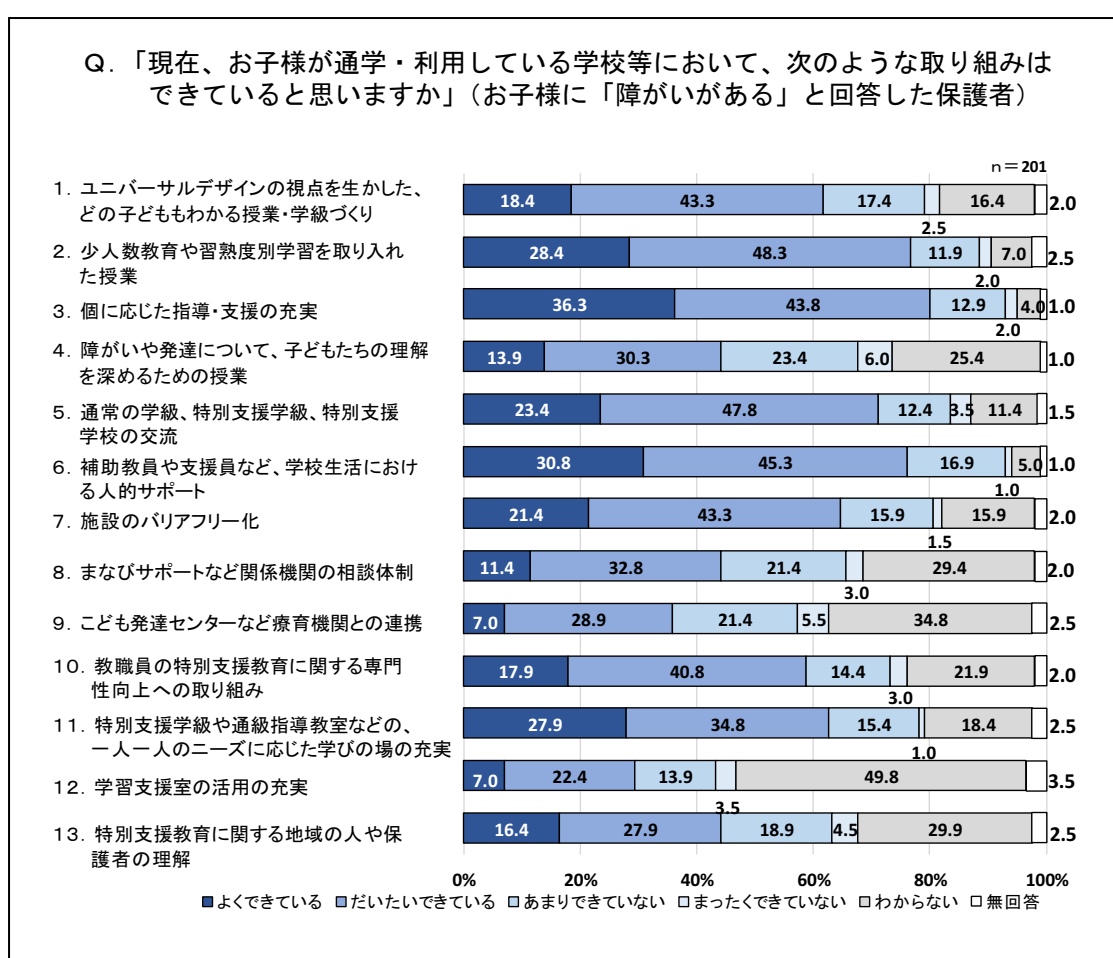
[図 13 「現在、お子様が通学している学校・学級を選択した理由は何ですか」(複数回答)(子どもに「障がいがある」と回答した保護者への質問)]

イ 特別支援教育に関する取り組みの充実度について（図 14・図 15）

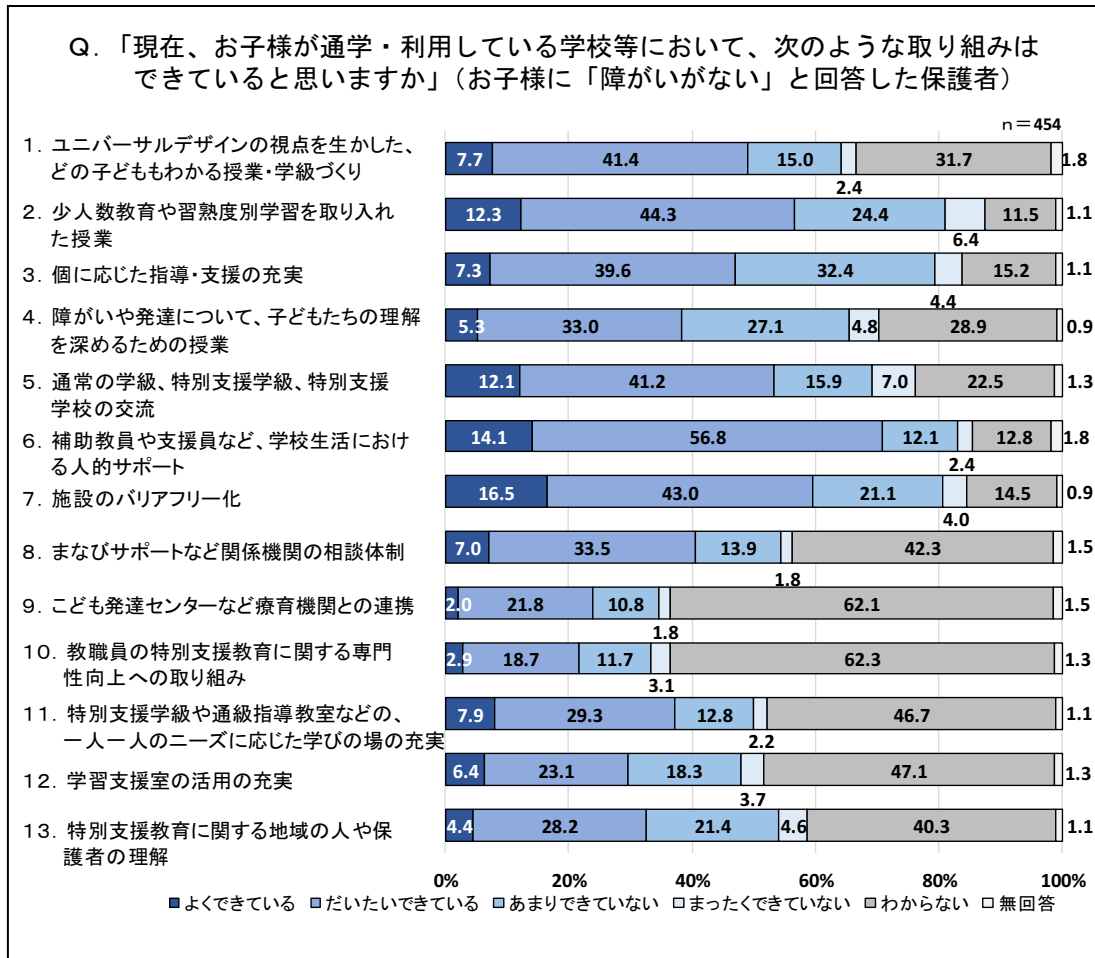
子どもに「障がいがある」と回答した保護者も「障がいがない」と回答した保護者も、「補助教員や支援員などの学校生活における人的サポート」「少人数教育や習熟度別学習を取り入れた授業」「通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の交流」「施設のバリアフリー化」に対して、肯定的な回答をしている割合が高くなっています。

「特別支援教育に関する地域の人や保護者の理解」については、子どもに「障がいがある」と回答した保護者で 44.3%、「障がいがない」と回答した保護者では 32.6%と、肯定的な回答の割合が低くなっています。

「障がいや発達について子どもたちの理解を深めるための授業」についても、どちらも肯定的な回答の割合が低くなっています。



〔図 14〕 「現在、お子様が通学・利用している学校等において、次のような取り組みはできていると思いますか」（お子様に「障がいがある」と回答した保護者への質問）



〔図 15 「現在、お子様が通学・利用している学校等において、次のような取り組みはできていると思いますか」（お子様に「障がいがない」と回答した保護者への質問）

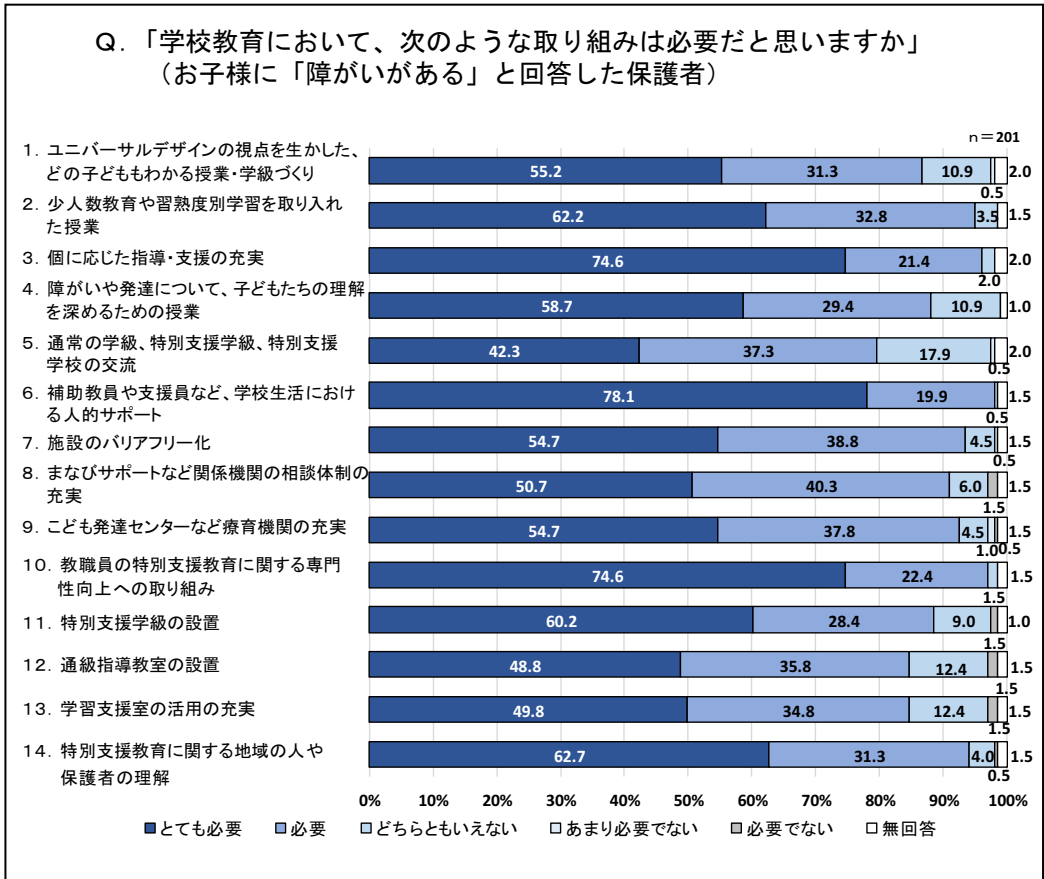
#### ウ 特別支援教育に関する取り組みの必要度について（図 16・図 17）

「補助教員や支援員など、学校生活における人的サポート」が「とても必要」と回答した割合は、子どもに「障がいのある」と回答した保護者で 78.1%、子どもに「障がいがない」と回答した保護者でも 52.6%と、最も高くなっています。

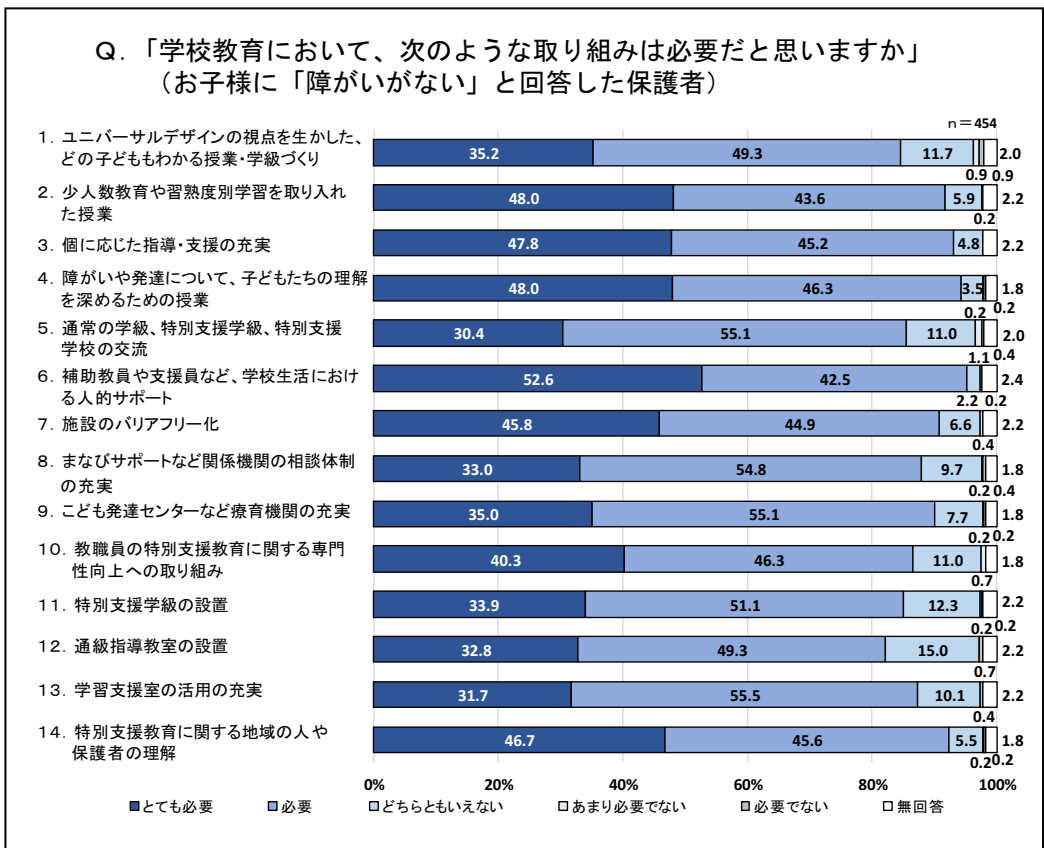
「個に応じた指導・支援の充実」「少人数教育や習熟度別学習を取り入れた授業」の必要度も高いことがわかります。

「特別支援教育に関する地域の人や保護者の理解」については、「よくできている」「だいたいできている」と回答した保護者は 40%程度（図 14・図 15）なのに対し、「とても必要」「必要」と回答した保護者は 90%を超えています。

また、子どもに「障がいがある」と回答した保護者からは、「教職員の特別支援教育に関する専門性向上への取り組み」に関する必要性が高くなっています。



[図 16 「学校教育において、次のような取り組みは必要だと思いますか」  
(お子様に「障がいがある」と回答した保護者への質問)]



[図 17 「学校教育において、次のような取り組みは必要だと思いますか」  
(お子様に「障がいがない」と回答した保護者への質問)]

エ 卒業後の進路について（表4）

小学校では通常の学級に通い、中学校から特別支援学級に通うことを考えている保護者は4.2%です。

小学校の特別支援学級に通っている児童の保護者のうち、71.8%の保護者は、市内中学校の特別支援学級への進学を考えています。また、県立の特別支援学校を進学先に考えている保護者は11.5%でした。

中学校の特別支援学級に通う生徒の保護者のうち、73.1%の保護者は、県立特別支援学校を進学先と考えています。

特別支援学校の小学部に通う児童の保護者の78.9%、中学部に通う生徒の保護者の77.8%は、それぞれ、特別支援学校の中学部、高等部を進学先として選んでいます。

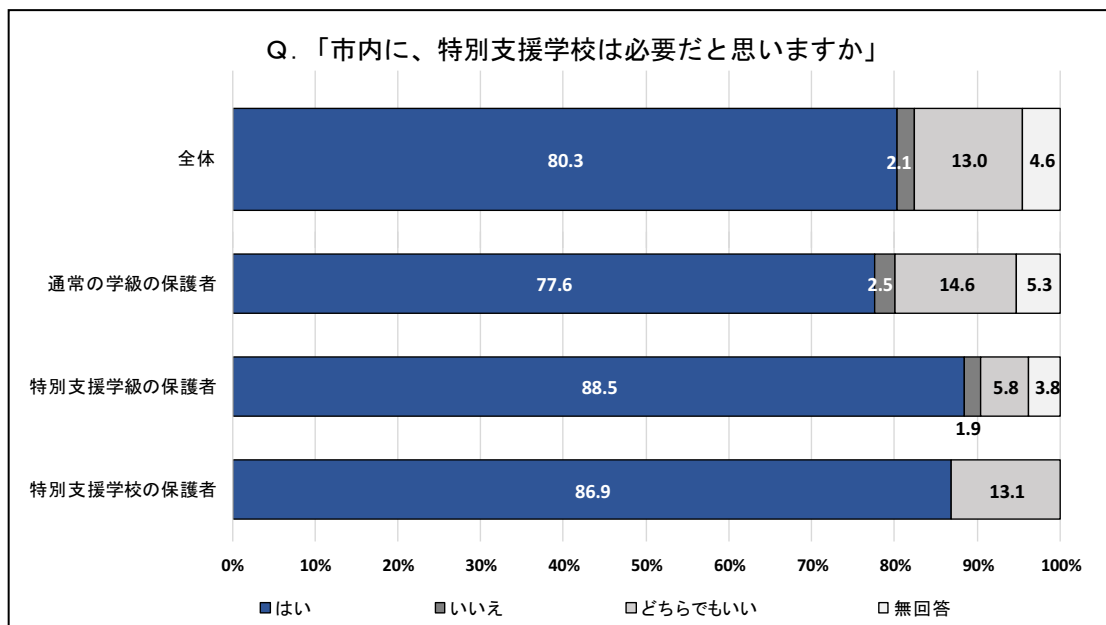
[表4 「現在、お子様が通学している学校を卒業後の進路について、現時点で希望する学校等をお答えください」（複数回答）

上段：実数 下段：割合

通学している学級等	件数	公立中学校・高校 (通常の学級)	浦安市内の公立中学校 (特別支援学級)	私立の学校(中学校)	私立の学校(高校)	私立の学校(大学)	私立の学校(専門学校)	県立特別支援学校(中学部)	県立特別支援学校(高等部)	就労	まだ決めていない	その他	無回答
合計	655	375	71	84	71	8	4	25	33	26	36	10	8
	100.0	57.3	10.8	12.8	10.8	1.2	0.6	3.8	5.0	4.0	5.5	1.5	1.2
小学校の通常の学級	335	241	14	80	9	5	1	-	-	-	13	1	6
	100.0	71.9	4.2	23.9	2.7	1.5	0.3	-	-	-	3.9	0.3	1.8
小学校の特別支援学級	78	11	56	2	1	1	1	9	3	-	8	2	-
	100.0	14.1	71.8	2.6	1.3	1.3	1.3	11.5	3.8	-	10.3	2.6	-
中学校の通常の学級	151	121	-	-	58	2	1	-	-	-	9	-	1
	100.0	80.1	-	-	38.4	1.3	0.7	-	-	-	6.0	-	0.7
中学校の特別支援学級	26	2	-	-	3	-	1	-	19	-	2	1	-
	100.0	7.7	-	-	11.5	-	3.8	-	73.1	-	7.7	3.8	-
特別支援学校の小学部	19	-	-	-	-	-	-	15	2	-	2	1	1
	100.0	-	-	-	-	-	-	78.9	10.5	-	10.5	5.3	5.3
特別支援学校の中学部	9	-	-	-	-	-	-	1	7	-	1	-	-
	100.0	-	-	-	-	-	-	11.1	77.8	-	11.1	-	-
特別支援学校の高等部	33	-	-	-	-	-	-	-	2	26	-	5	-
	100.0	-	-	-	-	-	-	-	6.1	78.8	-	15.2	-

オ 特別支援学校の必要性について（図 18）

特別支援学校を必要だと考えている割合は全体的に高くなっています。特別支援学校、特別支援学級のみならず、通常の学級に通う子どもの保護者も約 80%が必要だと感じています。



[図 18 「市内に、特別支援学校は必要だと思いますか」]

## ② 教員調査から

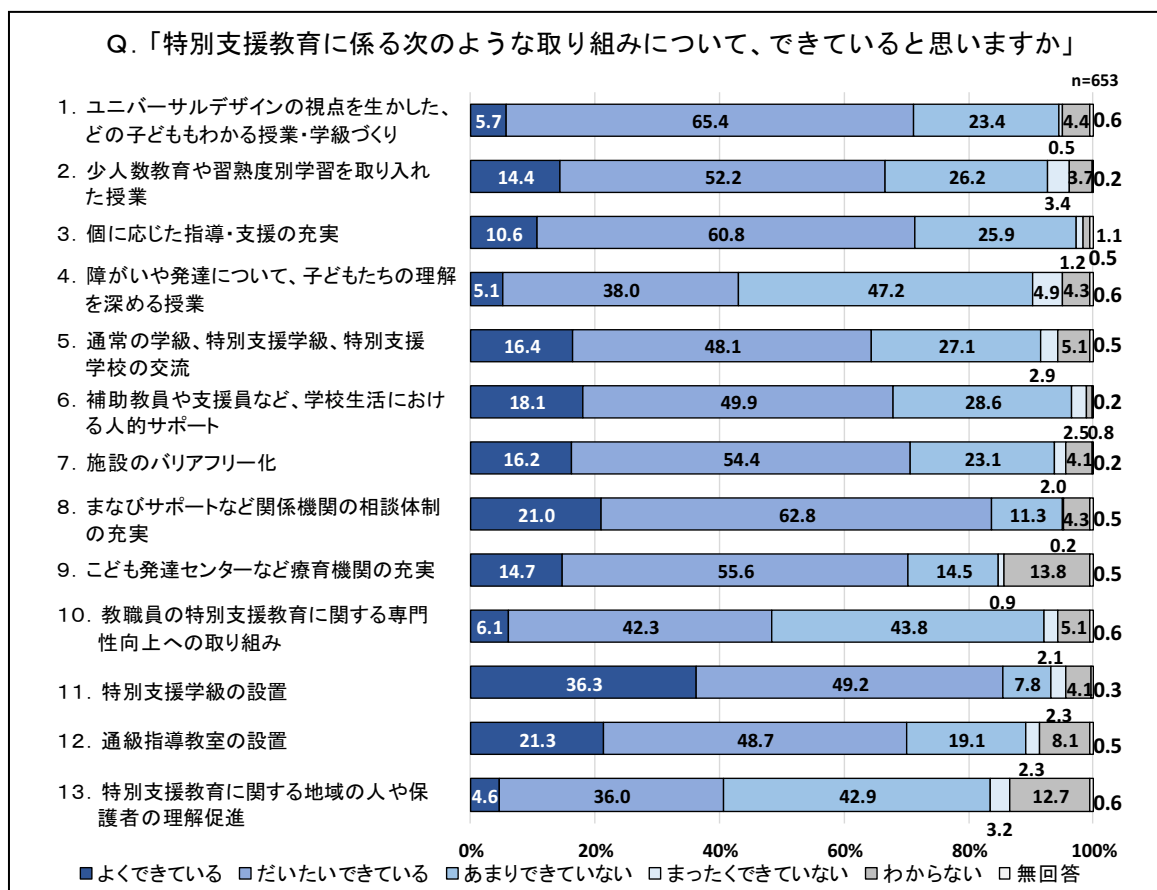
### ア 特別支援教育に関する取り組みの達成度について（図 19）

「特別支援学級の設置」、「まなびサポートなど関係機関の相談体制の充実」については、「よくできている」「だいたいできている」と回答した教員の割合が、それぞれ85.5%、83.8%と大変高くなっています。

「まなびサポートなど関係機関の相談体制の充実」について、「よくできている」「だいたいできている」と回答した教員の割合が高いのは、学校からの相談や支援の依頼にきめ細かく対応しており、教員によく周知され「充実している」と捉えられているからと考えられます。一方で、保護者の約40%が「まなびサポートなど関係機関の相談体制」について、「わからない」と回答しています（図 14・図 15）。このことから、就学後の支援においては学校が中心となり、まなびサポートと連携を取りながら相談を進めていることがわかります。

「ユニバーサルデザインの視点を生かした、どの子どもわかる授業・学級づくり」については、「あまりできていない」「まったくできていない」と回答している教員が23.9%います。しかし、このことについては、80%以上の保護者が必要だと回答しています（図 16・図 17）。保護者からの期待に応えられるように教員の自覚を促し、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりが望まれます。

「障がいや発達について、子どもたちの理解を深める授業」「特別支援教育に関する地域の人や保護者の理解促進」については、「あまりできていない」「まったくできていない」を挙げる教員の割合は約50%と高くなっています。一方、どちらとも、約90%の保護者は必要と回答しており、課題となっています。



〔図 19 「特別支援教育に係る次のような取り組みについて、できていると思いますか」〕

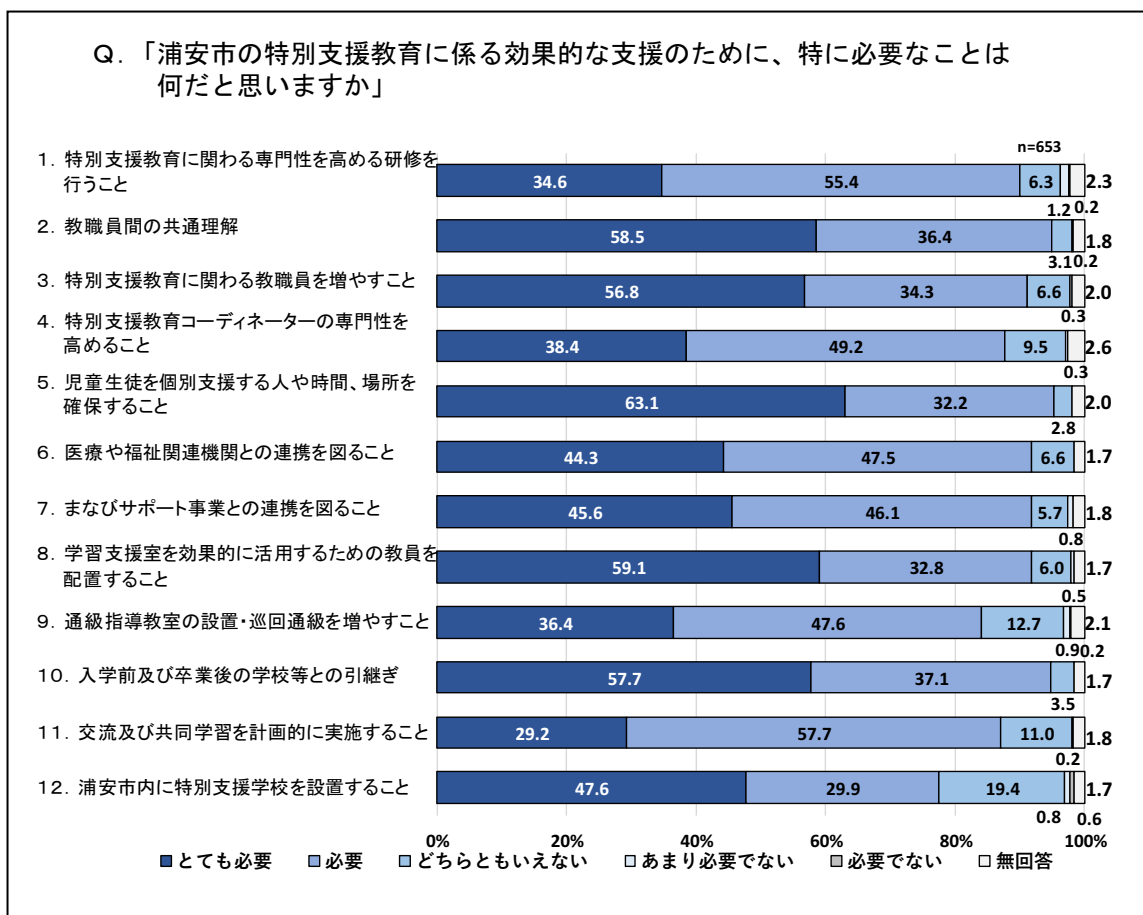


イ 特別支援教育に関する取り組みの必要性について（図 20）

ほぼ全ての項目について「とても必要」「必要」と回答している教員の割合が90%を超えています。中でも、「とても必要」と回答している教員の割合が高いのは、「児童生徒を個別支援する人や時間、場所を確保すること」「学習支援室を効果的に活用するための教員を配置すること」「教職員間の共通理解」「入学前及び卒業後の学校等との引継ぎ」「特別支援教育に関わる教職員を増やすこと」の順となっています。

この結果から、これまで特別支援教育を推進してきたことにより、個に応じた学びを支援する視点が教員に育まれてきたと考えられます。

「入学前及び卒業後の学校等との引継ぎ」を必要と回答している教員の割合が高いのは、本市が重点的に取り組んできた「幼保小中連携・一貫教育」の取り組みによって、園・学校間できめ細やかな引継ぎを行うようになったからと考えます。



[図 20 「浦安市の特別支援教育に係る効果的な支援のために、特に必要なことは何だと思えますか」]

## 2 ヒアリング調査から

### (1) 趣旨

意識調査を補完し、より具体的な問題提起や要望を把握するため、障がい者団体や学校、行政機関の意見を聴取する。

### (2) ヒアリング団体等

	団体名	ヒアリング実施日	ヒアリング場所	備考
行政	こども発達センター	令和元年12月6日	総合福祉センター	
保護者等団体	千葉発達障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ	令和元年11月30日	総合福祉センター	
	浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」	令和元年12月16日	総合福祉センター	
	浦安手をつなぐ親の会	令和元年12月18日	総合福祉センター	知的障がい
	浦安市自閉症協会	令和元年12月27日	市役所1階 市民活動センター	
教職員	浦安市立浦安中学校	令和2年1月	各小・中学校	元町
	浦安市立東野小学校			中町
	浦安市立高洲小学校			新町

### (3) 見えてきた課題

#### ① 就学に関すること

- ・現在、こども発達センターにおいては0歳から18歳まで個別療育や各種訓練等を行い、保護者が自分の子どもの障がいや発達において気になり始めた時点から相談を行っています。就学前の5歳の時点からはまなびサポートが就学相談を開始し、就学後も学校につなぎ、継続した支援を行えるように取り組んでいます。就学相談については、こども発達センターとまなびサポートの両機関が連携を取りながら進めています。しかし、「未就学の期間は、保護者が相談に来れば、こども発達センターでも保育園・幼稚園でも個別に丁寧な関わりや支援を行っている。ところが、小学校に入学すると、学校は集団で学習することを学ぶ場であるため、それまで受けていた個別支援が継続して受けられなくなる」という意見があり、保護者の目に見える形でさらに連携を工夫していくことが、保護者が安心して信頼を寄せる就学相談になると考えます。
- ・特別支援学校への通学については、「市外の支援学校へは、長時間のバス移動が身体的に負担である」という意見が多くあり、通学上の困難さが課題となっています。

## ② 浦安市における特別支援教育の現状に関すること

- 心身障がい児補助教員を配置していることに肯定的な意見が多く聴かれました。「担任と補助教員、支援員が一体となって支援を要する児童生徒に対応できている」という教員の意見もありました。一方、「補助教員の負担が大きいのではないか」という保護者等団体からの意見もありました。
- 「教員の資質の個人差が大きい」「どの小・中学校に通っても教員の理解や対応、指導方法が均一化され同じ教育が行われる環境であってほしい」などの意見があり、教員に対する専門性や指導力向上のための研修や校内外のサポート体制のさらなる充実が求められています。
- 通常の学級や他校の特別支援学級との交流については、「交流が盛んに行われている」、「『はっぴい発表会<sup>3</sup>』など、児童生徒が自信を持つことができる機会がある。また、児童生徒だけでなく、教員間の交流も生まれる」など、行事などを通して児童生徒同士、教員同士の交流が行われていることに対して肯定的な意見が多くありました。このように、通常の学級と特別支援学級との交流は日常的に取り組まれるようになってきましたが、学校間に差があるのが現状です。「交流及び共同学習」の目的を明確にし、計画的に取り組めるようにしていく必要があります。
- 教員からは、「個別の指導に対応した授業を行うための準備の時間が十分に確保できない」「個々に適したよい教材があれば子どもは伸びる。そのための人員と時間が必要」という意見がありました。一人一人の障がいの特性に合わせたきめ細かな支援を行うためには十分な授業準備が必要です。このことから、担任の教材準備の時間の確保、心身障がい児補助教員へのサポート体制の充実が求められています。

## ③ 支援や制度等に関すること

- 「障がいを早期に発見し、適切な環境づくりや支援につなげるためには、就学時健康診断の結果についての情報を保護者と共有した方がよい」という意見がありました。
- 「学習に困難のある子どもがいる場合、個別支援のための教室を設けることが必要」「音に敏感な子や一時的に集団の中で学ぶことができなくなる子どもがいるため、余裕教室を活用してほしい」と、学習支援室の整備を求める意見がありました。
- 「特別支援教育コーディネーターは専任とし、学校全体の支援状況の把握や支援方法の伝達、外部機関との連携などを行うようにしてはどうか」という、特別支援教育コーディネーターの力をより発揮できるような環境を整える必要があるという意見がありました。

---

<sup>3</sup> 「はっぴい発表会」

浦安市小・中学校特別支援学級合同学習発表会のこと。日頃の学習活動の発表の場として、毎年、秋に文化会館で開催されている。

- 「個別の指導計画は作成されているが、もっと有効に活用すべきではないか」という意見がありました。年度のできるだけ早い時期に指導計画を作成し、それに基づいた指導・支援を常に心がけ、折に触れ見直し、修正していくなど、PDCAサイクルを校内で確立し、子どもたちの持てる力を、より伸ばせるよう取り組む必要があります。

#### ④ 特別支援学校設置に関すること

- 「小学部から高等部まで浦安市にあるとよい。学校の特色や実態に合わせて選択できるようにする」「小学部から高等部までであることで、それぞれの学部ごとに特別支援学校と特別支援学級との交流ができたり、専門的な指導・支援方法について情報交換できたりするので、全学部設置が子どもにとっても教員にとってもよいと思う」など、小学部、中学部、高等部の全ての学部の誘致を求める意見がありました。一方で、「中学校までは通常の学級の子どもと触れ合う機会を持たせたいので、高等部から設置すればよい」という意見もありました。
- 「現在は、中学校を卒業すると市外の特別支援学校の高等部へ通うことになり、通学における負担が大きいので、市内に高等部が必要」という意見がありました。

## 第5節 本市の特別支援教育における課題

保護者や教員を対象とした意識調査や関係団体のヒアリング調査結果を踏まえ、本市における特別支援教育の課題を整理しました。

### 人的サポートの充実

本市では、心身障がい児補助教員、心身障がい児支援員をはじめ、個に応じた指導・支援のために人的サポートの充実に努め、令和元年度は、心身障がい児補助教員を109人、心身障がい児支援員を16人任用して、各校の実態に応じて配置しました。

「浦安市特別支援教育に関する意識調査」では、保護者の約90%が「補助教員や支援員など学校生活における人的サポートが必要だ」と回答し、充実度も70%を超えています。

教員への意識調査でも「児童生徒を個別支援する人や時間、場所を確保すること」の必要度が最も高くなっており、人的サポートが「よくできている」、「だいたいできている」と回答している教員は約70%です。

このことから、人的サポートの充実については、一定程度の評価が得られていると考えます。さらなる人的サポートの充実を求める意見もありますが、今後、心身障がい児補助教員等を増やしていくことには限りがあります。

例えば、心身障がい児補助教員には、今までの学級補助という立場だけではなく、学年の補助、複数学年の補助という形で、複数の児童生徒の教育的ニーズに寄り添えるような新たな仕組みに転換するなど、限られた人材を効果的に活用することが求められます。

また、特別支援教育の推進の中心となる特別支援教育コーディネーターの役割を、複数の教員で分担するなど、業務を細分化し、学校全体で子どもたちを支援していく必要があります。

### 早期からの相談体制づくり

子どもの発達が気になった時期については、「生後から3歳未満までに気になった」と回答した保護者の割合が70%を占めています。一方、ヒアリング調査では「障がいの早期発見が重要だ」という意見がありました。発達が気になった保護者の思いを受け止め、障がいを早期に発見し、必要な支援を始めるための相談体制を整える必要があります。

現在も、こども発達センターとまなびサポートが連携をとりながら、障がいのある子どもや保護者への切れ目のない支援の充実に努めているところですが、その連携をさらに強化するとともに園や学校とも連携をとりながら、一人一人の子どもたちの教育的ニーズに早期に気付き、寄り添えるように努めることが求められています。

## 情報の共有・連携

教員の意識調査では、一人一人の子どもに応じた指導・支援の充実のためには、「関係機関等の連携、情報の共有が大切である」という意見が多くありました。まなびサポートと教員との連携、医療や福祉機関との連携、教員間の情報の共有、さらには就学、進学先の学校への引継ぎなど、情報の共有・連携に努めることは、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの持てる力を伸ばすためには欠かせません。

学校では、その必要性から、園小中連携・一貫教育の取り組みを生かすとともに、特別支援教育コーディネーター、養護教諭やスクールライフカウンセラーなどの人材を活用し、園・学校間の情報共有・連携を図っています。

また、特別な教育的支援の必要な子どもたちについて、学校の指導・支援、就学相談を行う機関として、まなびサポートがあります。

一方で、発達に遅れがある子どもたちへの療育等を行う関係機関として、こども発達センターなどがありますが、保護者の意識調査では、学校とこども発達センターなど療育機関との連携が「できている」、「だいたいできている」と回答している保護者は半数に達していません。

その理由としては、教育機関である学校と、療育、相談、訓練などを行う機関であるこども発達センターなどの、それぞれの役割、目的の違いが保護者に十分認識されていないことが要因の一つとして考えられます。

今後は、定期的な話し合いや情報交換等をより緊密に行い、まなびサポート、学校、こども発達センターなどの療育機関とを結ぶ機能を充実させ、就学前から就学後への、よりスムーズな支援体制をつくる必要があります。

また、個別の教育支援計画・指導計画や本市で作成している「サポートファイルうらやす」を効果的に活用し、子どもたちの持てる力をさらに伸ばせるように情報の共有・連携に努める必要があります。

## 教員の専門性の向上

教員には、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人のニーズに合った授業づくりが求められています。現在も、個別の指導計画などを基に、各担任が日々授業づくりに取り組んでいるところですが、意識調査では、教員による指導力の差を感じている保護者の意見が多くみられました。「教職員の特別支援教育に関する専門性向上への取り組み」についても、「よくできている」、「できている」と回答した教員の割合は5割に達していません。

特別支援学級担任や通級指導教室担当者のみならず、通常の学級に在籍している様々な教育的ニーズを持っている子どもたちへの指導・支援を行うため、全ての教員の指導力を高めることが求められています。

特別支援学級担任等の専門性においては、その半数が特別支援学校教諭の免許状を取得しています。担任をしながら、新たに免許状を取得しようとする教員もいますが、免許状の取得には時間がかかるなど課題もあります。今後、免許状を取得しやすい環境を整備す

る必要があります。

また、人事交流等により特別支援学校での勤務を経験した教員や、特別支援教育の研修等を通して、特別支援学級担任、通級指導教室担当を希望する教員も増えてきています。

今後は、特別支援教育に関して優れた教員の実践を広げていき、誰もが特別支援学級担任を経験できるような組織環境を整えていくことが求められています。

### 特別支援教育に対する保護者や地域の理解

本市では、特別支援学級が全ての中学校と17小学校のうち、13校に設置されています。各校で様々な「交流及び共同学習」が推進されており、通常の学級の子どもたちと障がいのある子どもたちとの関わりが増え、互いに尊重し合う心が育ってきています。

保護者への意識調査では、「特別支援教育に関する地域の人や保護者の理解」を「とても必要」、「必要」という回答は90%を超えています。しかし、「特別支援教育に関する地域の人や保護者の理解」が「よくできている」、「だいたいできている」と回答した割合は、約40%程度にとどまっています。

このことから、「交流及び共同学習」など、学校で行っている特別支援教育に関する取り組みを地域や家庭に発信し、地域住民や保護者の特別支援教育に関する理解を深め、学校の教育活動への参画を促していく必要があります。

### 特別支援学校の設置

意識調査やヒアリングから、特別支援学校の設置を求める意見が多く聴かれました。

本市に特別支援学校がないことにより、「通学が負担である」、「就学の選択の幅が狭められている」、「地域の子どもたちと触れ合う機会が少ない」などの意見がありました。

現在、他市の特別支援学校に通学する児童生徒は100人を超え、保護者からは「災害の時が不安」という声も聴かれます。本市に特別支援学校の設置を望む保護者の割合は約80%と高くなっています。

本市としても、これまで学校施設（旧入船北小学校跡地）を利用した県立特別支援学校の誘致について協議を重ねてきましたが、誘致の実現には至りませんでした。

しかしながら、本市に特別支援学校が設置されることで、就学の選択肢を広げ、個に応じたニーズに応えるのみならず、児童生徒や保護者の通学の負担軽減等につながり、さらに、医療的ケアが必要な子どもをはじめ、様々な障がいのある子どもたちの指導・支援の充実も期待できます。また、特別支援学校のセンター的機能により、教員の専門性の向上や指導力の向上も期待できます。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現の観点からも、これまでの学校統合によって空いた校舎を利用するという考えにとどまらず、児童生徒の減少による空き教室を活用する既存校との併設型も、今後は視野に入れていきながら、特別支援学校の早期誘致を進める必要があります。

## 第1節 本市における基本的な考え方

本市では、障がいのあるなしにかかわらず、互いが支え合い、自立して社会参加できる「共生社会の形成」に向け、インクルーシブ教育システム構築の理念の下、「まなびサポート事業」として、子どもたちの持てる力を十分発揮できる就学先を安心して相談・検討できるよう就学相談の体制を整え、就学後も一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を継続して行ってきました。

また、教員の資質向上のための研修を実施したり、個別の指導計画・教育支援計画の作成・活用を進めたりするなど、校内の体制づくり等を含めた特別支援教育を推進するとともに、一人一人の特性に応じた多様な学びの場づくりに努めてきました。

しかし、少子化が進む一方、特別な教育的支援を必要とする児童生徒は年々増えてきています。また、障がいの重度化や重複化も進んでいます。このように、特別支援教育を取り巻く現状が変化し、さらには社会の多様化が進む中、これまでの取り組みを振り返り、課題を整理することが必要となりました。その結果、今までの取り組みが評価される反面、人的サポートの充実、早期からの相談体制づくり、情報の共有・連携、教員の専門性の向上、特別支援教育に対する保護者や地域の理解、特別支援学校の設置等の課題がみられました。

これらの課題を踏まえ、「共生社会の形成」に向けて、園、学校、地域、保護者、行政が同じ方向に向かって取り組む「特別支援教育の基本的な考え方」として以下の3つを掲げました。

本市では、一人一人の子どもに必要な学びがどのようなものであるのかを第一に考え、その子が自立し、社会参加できるようにどのような教育が必要かを考えていきます。

## ＜本市における特別支援教育の基本的な考え方＞

## 1 個に応じた適切で多様な学びの場の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸ばせるよう努めます。

## 2 連続した切れ目のない支援の充実

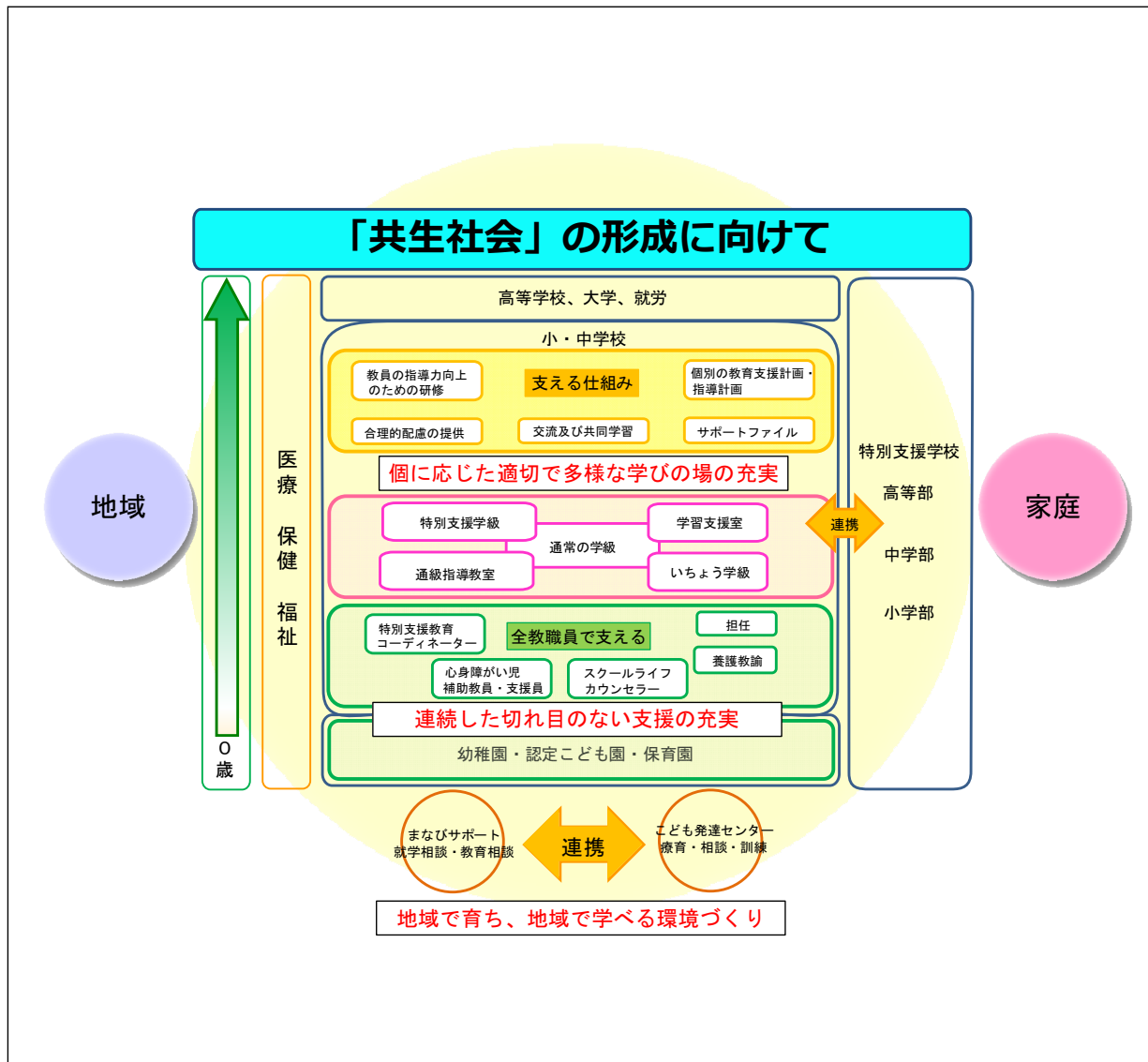
就園前から就学後、さらには就労を見据えた発達段階に応じた、継続した支援の充実に努めます。

## 3 地域で育ち、地域で学べる環境づくり

誰もが、地域社会の一員として豊かに暮らし、生涯にわたって主体的に社会参加できるようにするため、地域で教育が受けられる環境を整えます。



「本市における特別支援教育の基本的な考え方」に基づき、子どもたち一人一人が持てる力を十分に伸ばせるよう関係機関が様々な教育的支援を行うとともに、地域や家庭が見守り、寄り添いながら子どもたちを育てることで、自立し、社会参加できる「共生社会」の実現を目指します。



[図 21 本市が目指す特別支援教育のイメージ図]

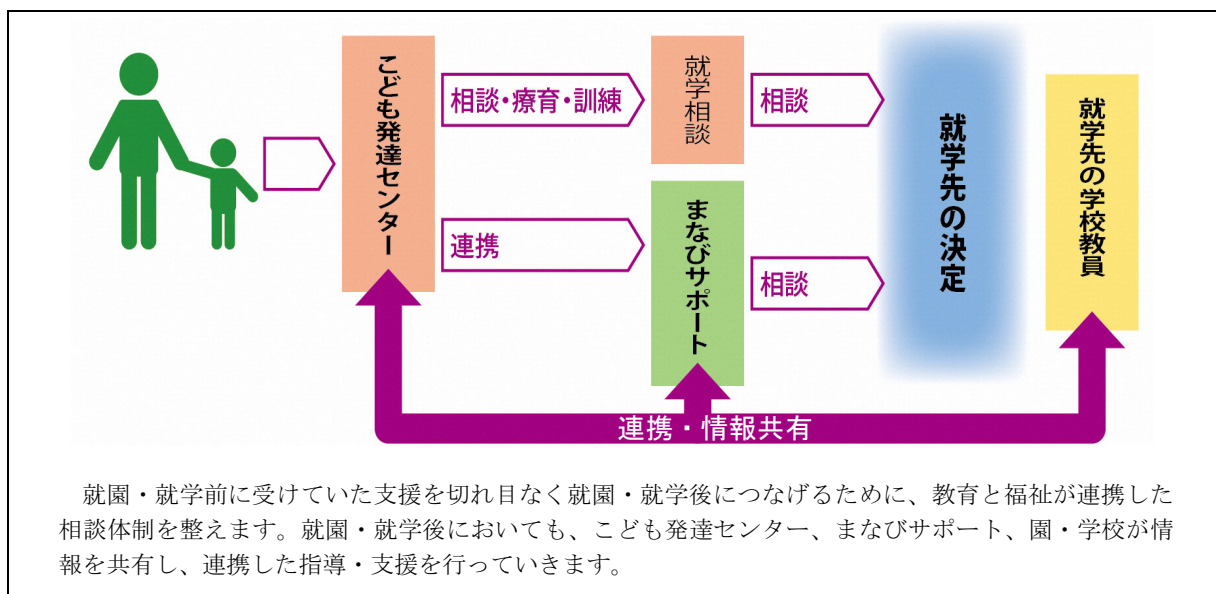
## 第2節 目指すべき方向性と具体的方策

「本市における特別支援教育の基本的な考え方」に基づき、目指すべき方向性と具体的方策について示します。

基本的な考え方	目指すべき方向性	取り組み
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個に応じた適切で多様な学びの場の充実</p>	<p>子どもたち一人一人の持つ力を十分発揮できる、教育的ニーズに応じたより適切で多様な学びの場をさらに充実させます。</p>	<p>障がいの状態に合わせた教育課程を編成し、障がいの状態を意識した特別支援学級等の充実を図ります。</p>
		<p>通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒の支援の充実を図るため、通級指導教室の拡充や学習支援室の効果的な活用を図ります。</p>
		<p>校内の人材等の効果的な活用を推進します。</p>
		<p>全ての教職員が特別支援教育の視点に立った指導・支援ができるよう研修会の見直しを図るとともに、特別支援学級等においては、より専門的に指導ができるよう教員の育成を図ります。</p>

具体的な方策	
①	「知的障がい」のある児童生徒に対する教育的ニーズが多いことから、全小・中学校で「知的障がい」の指導ができる特別支援学級の設置を計画的に進めます。
②	「知的障がい」を伴わない「自閉症・情緒障がい」の児童生徒が持てる力を最大限に伸ばせるように、「LD・ADHD等の通級指導教室」の設置及び巡回校を増やします。
③	通常の学級と特別支援学級との転籍等の事例を整理した相談資料を基に、教員や保護者に転籍等に関する情報を周知し、児童生徒一人一人の実態に応じた学びの場を選択できるようにします。
①	通級指導教室（「ことばときこえの教室」「LD・ADHD等の通級指導教室」）を利用している、または、利用を必要としている児童の状況に応じ、巡回での指導を拡充します。
②	中学生が利用可能な「LD・ADHD等の通級指導教室」を利用している、または、必要としている生徒の状況に応じ、巡回での指導を拡充します。
③	視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由のある児童生徒のニーズに応じ、県立特別支援学校の「センター的機能」を活用した通級指導やサテライト教室で行われる指導を継続して受けられるようにします。
④	心身障がい児補助教員等による人的支援を生かした学習支援室の効果的な活用方法について検討し、モデル校による検証を行います。成果と課題を整理し、学習支援室の効果的な活用方法についてのモデルプランを作成し、全校に広げていきます。
①	特別支援教育コーディネーターの本来の役割である校内委員会や研修の企画、運営、まなびサポートやこども発達センターなど他機関との連携等を行いやすい環境を整えます。そのために、特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、複数の教員で分担しやすくします。
②	特別支援教育コーディネーターを中心として、全校職員で子どもたちを支援する学校体制づくりを支援します。必要に応じて、まなびサポートがケース会議の持ち方や支援を要する園児児童生徒への対応の仕方などについて指導・助言していきます。
①	ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり、学級づくりを支援します。特別支援学校や特別支援学級での担任経験のある教員による実践的な研修会の開催や教室環境の優れた実践例の紹介を通して、教員の指導力向上に努めます。
②	教員の専門性の向上や育成のため、特別支援学校教諭の免許状の取得を推奨します。免許状を取得しやすい環境整備に努めます。
③	特別支援学級担任、通級指導教室担当者の資質向上のための研修を行います。また、特別支援学級担任経験者等による指導・助言を受けられる機会を設けます。
④	特別支援教育コーディネーター、スクールライフカウンセラー、心身障がい児補助教員などの教職員同士が、日頃から情報共有できるようなネットワークの構築を図ります。
⑤	幼稚園教諭や保育士が発達支援に関する理解を深め、未就学児に対する、より適切な支援ができるよう、こども発達センターによる地域支援研修会等を継続して実施します。

基本的な考え方	目指すべき方向性	取り組み
連続した 切れ目のない 支援の充実	一人一人の子どもに合わせて関係機関が連携を図り、早期からの教育相談と支援体制の充実を目指します。	早期からの気づきを支える教育相談体制の充実を図ります。
		こども発達センターと園や小・中学校の連携を強化し、切れ目のない支援体制の構築に努めます。
地域で育ち、 地域で学べる 環境づくり	障がいのあるなしにかかわらず、誰もが自立し、地域の中で互いに交流し触れ合いながら、共に育つことができる「共生社会」に向けた環境を整えます。	地域で学べる環境を整えるため、特別支援学級の全校への設置を進めます。
		特別支援学校の誘致に努めます。
		特別支援学級と通常の学級との交流を推進するとともに、保護者や地域に発信します。



[図 22 こども発達センターとまなびサポートが連携した就園・就学相談のイメージ図]

## 具体的な方策

- |  |
|--|
| ① 障がいのある子どもや保護者への切れ目のない支援の充実を図るため、教育と福祉が連携した相談体制を整えます。保護者の安心につながるよう、就学相談の際には必要に応じて、園、こども発達センター、まなびサポート、保護者（子ども）等と一緒に相談できる場を設けます（図 22）。 |
| ② 学び方や人との関わり方に心配がありそうな子どもたちに気付いた教員の相談に、適切に対応できるよう、こども発達センターやまなびサポート等の相談機関が、園や小・中学校、いちょう学級等を訪問し、必要な支援を指導・助言する機会を今後も継続していきます。            |
| ③ 市で行う健康診断等で発見した発達の気付きを保護者にどのように伝え、その後の相談にどうつなげるのかを検討し、早期からの教育相談・支援体制を整えます。  |
| ④ 発達障がいや育てにくさのある園児の保護者等を対象とした「ペアレントトレーニング」を継続して実施し、子どもに合った養育に必要な知識やスキルを身に付ける機会を提供します。養育力の向上を図り、保護者等の不安を解消します。                          |
| ① 本市が推進する園小中連携・一貫教育の取り組みを今後も継続させ、子ども同士が交流を深め、職員同士が情報を共有し、学びの連続性を重視した教育活動をさらに充実させます。  |
| ② 園や小・中学校における個別の教育支援計画・指導計画の活用をさらに促進させるために、まなびサポートが特別支援教育コーディネーター研修会等で活用について周知し、計画の立て方について指導・助言します。                                    |
| ③ 未就園児からの継続した支援を行うために、個別の教育支援計画・指導計画とのつながりや福祉部門との連携を意識した「サポートファイルうらやす」の活用を図ります。  |
| ① 特別支援学級の全校設置に向けて、学区内の状況や特別支援学級希望者等の把握を行い、設置する障がい種別などの必要性及び優先度を決定し、段階的に特別支援学級を設置していきます。  |
| ① 就学の選択肢を広げ、個に応じたニーズに対応するため、特別支援学校の誘致を県と具体的に協議していきます（第3節参照）。   |
| ① 児童生徒の実態を考慮し、目的意識を持った上で、個々に適した「交流及び共同学習」を推進します。実施後は、活動を振り返り、次回の活動に生かすことを指導・助言します。   |
| ② 「交流及び共同学習」の取り組みをホームページや学校だより等を通じて地域や家庭に発信し、地域や家庭に特別支援教育への理解を促します。  |
| ③ 学習参観の機会を拡充し、地域の方も対象にした地域公開の機会を設けるなど、多くの方々が学校教育や特別支援教育に触れ、理解を深められるようにします。   |

### 第3節 特別支援学校の誘致に関する考え方

本市では、地域において、より専門性の高い教育支援体制を構築するため、平成 20 年度（2008 年度）より千葉県及び千葉県教育委員会に対して県立特別支援学校の誘致を求めてきました。

千葉県の第2次県立特別支援学校整備計画＜平成 29 年度（2017 年度）～令和3年度（2021 年度）＞では、過密状況にある地域の知的障がい特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校への対応を計画的に進めるとし、整備手法としては、既存の学校の校舎の増築のほか、使用しなくなった県立高等学校の校舎や市町村の協力を得て、使用しなくなった市町村立小・中学校の校舎を活用することとしています。市川特別支援学校の学区においては、児童生徒数の過密状況が生じており、解消を図るため、設置する学部を基本的に小中高とし、100人規模の新設校等の計画となっています。

本市としては、これまで、学校施設（旧入船北小学校跡地）を利用した県立特別支援学校の誘致について協議を重ねてきましたが、誘致の実現には至っていません。

今回行った意識調査やヒアリングなどでも特別支援学校の設置を求める意見が多く聴かれ、「長時間の通学の不便さが解消される」、「就学の選択肢が広がる」、「一人一人に応じた、より専門的な教育の場ができる」、「地域の中で子どもを育てられる」などのメリットが挙げられました。

このように、本市に特別支援学校が設置されることで、児童生徒や保護者の負担軽減につながり、さらに、医療的ケアが必要な子どもをはじめ、様々な障がいのある子どもたちの指導・支援の充実も期待できます。

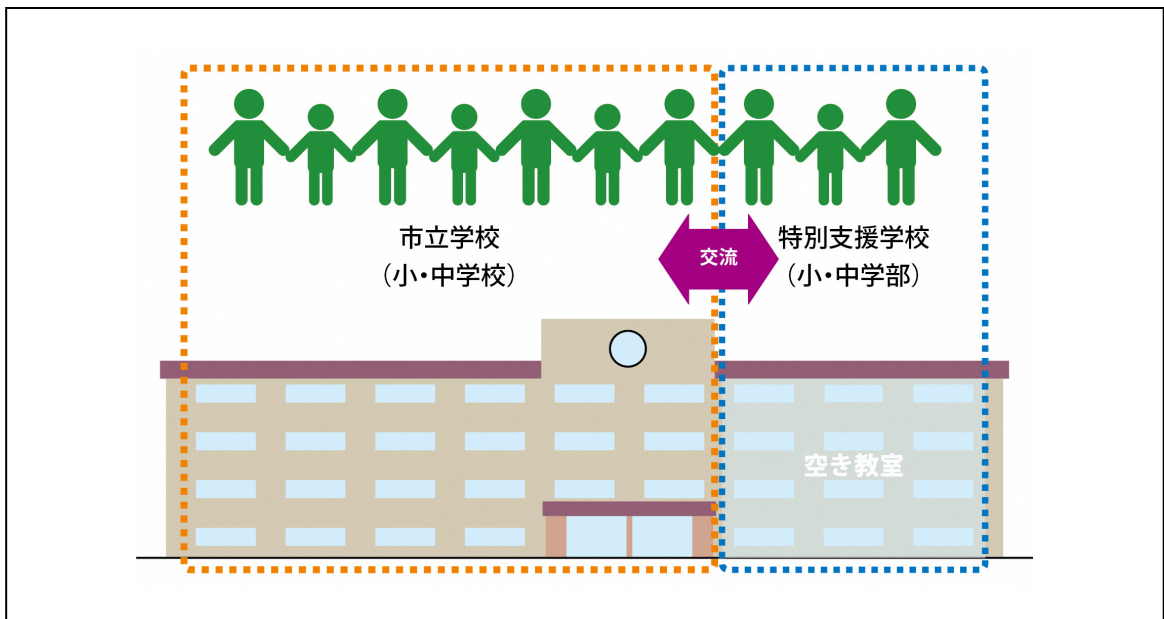
また、特別支援学校のセンター的機能により、教員の専門性の向上や指導力の向上も期待できます。

本市も、特別支援学校の誘致に当たっては、これまで学校統合によって空いた校舎を利用するという考えでした。

しかし、それにとどまらず、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現の観点からも、児童生徒の減少による空き教室を活用する既存校との併設型（図 23）も、今後は視野に入れていきます。

既存校との併設型の特別支援学校が開設されることにより、通常の学級の児童生徒と特別支援学校の児童生徒との交流が活発に行われることが期待されます。それにより、お互いが、いろいろな経験を通して社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、尊重し合う大切さを学ぶことができると考えます。

また、障がいのある子どもにとっては、様々な人々と関わるのが、地域社会の中で自立して生きていく力となり、積極的な社会参加につながります。障がいのない子どもにとっては、障がいのある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や人々の多様なあり方を理解し、障がいのある人と共に支え合う意識の醸成につながると考えます。

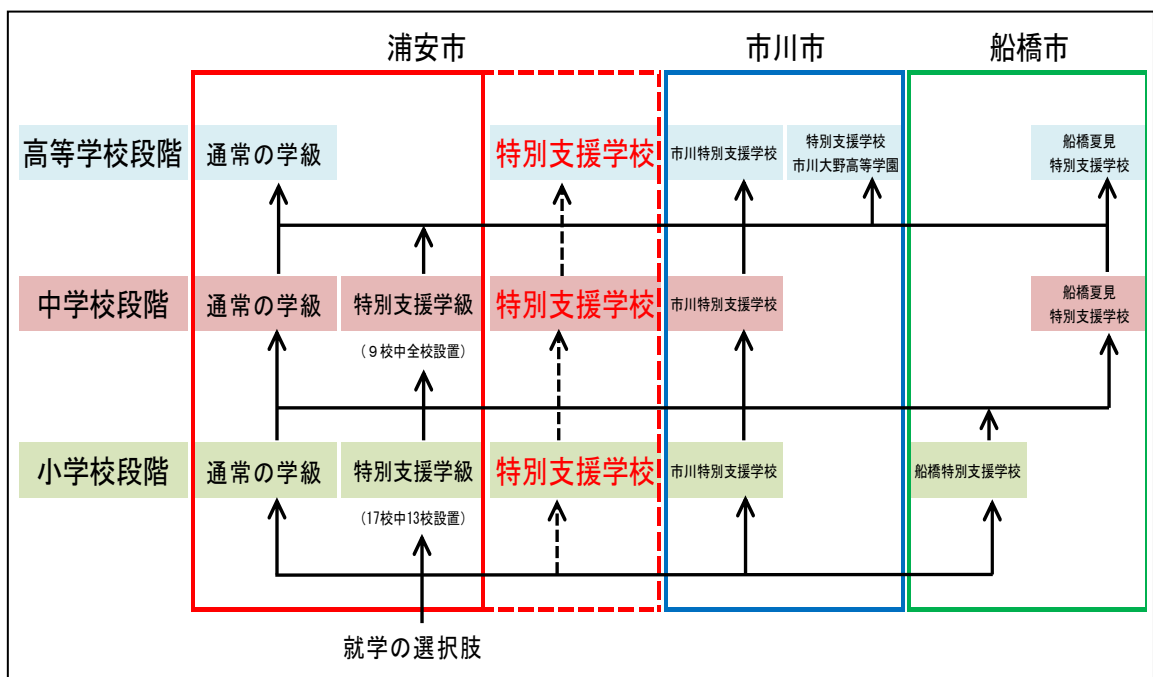


[図 23 既存校の空き教室を活用した「併設型」のイメージ図]

## 1 設置学部についての考え方

現在、小・中学校段階において、県立市川特別支援学校や県立船橋特別支援学校等に通学している児童生徒は、通学に長時間を要しています。また、本来は、より専門性の高い特別支援学校（小学部・中学部）への進学を希望する児童生徒でも、市川や船橋への通学は困難なため、市内の特別支援学級に通っている実情もあります。

本市に小学部からの特別支援学校が設置されることにより、通学における課題が解消され、また、より就学時の選択肢を広げることができ、個に応じた専門的な学びを実現することができます（図 24）。



[図 24 本市に特別支援学校が設置されることによる就学の選択肢の拡充]

## 2 障がい種別についての考え方

現在、本市在住であり、特別支援学校に通学している児童生徒の多くは、市川特別支援学校に通っています。一方、肢体不自由のある児童生徒は、通学に多くの時間をかけ、船橋特別支援学校または船橋夏見特別支援学校に通っている現状があります。

そのため、特別支援学校の障がい種別については、知的障がい及び肢体不自由併設が望ましいと考えますが、施設規模等の実情に合わせ、的確にニーズをとらえて優先順位を設定し、段階的に設置していきたいと考えます。

## 3 誘致方法についての考え方

県立特別支援学校の誘致については、県では、県立学校や市町村立学校の転用可能な校舎等の活用による整備方針を示しています。

このことから、本市では、学校規模適正化の取り組みと合わせ、転用可能な校舎について検討してきました。しかし、児童生徒が減少傾向にある地区であっても、中長期的な視点で見ると、大規模共同住宅の再開発の可能性も否定できないなど課題が多いことから、空き教室を活用する既存校との併設型も視野に入れ、令和元年度（2019年度）に入り、県と協議を進めてきました。

令和元年度（2019年度）、市外の県立特別支援学校に通学している児童生徒は小学部、中学部合わせて40人程度います。特別支援学校に通う児童生徒の将来推計では、10年後の2030年は、小学部35人、中学部8人、20年後の2040年は小学部45人、中学部7人と予測されています。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、「特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、6人（文部科学大臣が定める障害を2以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、3人）を標準」とあり、本市に特別支援学校を誘致する場合、重複障がいを加味すると、小学部、中学部の教室として12教室程度必要です。

この他にも、特別支援学校には作業室やプレイルームなどの特別教室が必要となり、15教室以上の空き教室が最低必要と考えます。

また、令和元年度（2019年度）、市外の県立特別支援学校に通学している高等部の生徒は70人程度います。10年後の2030年は52人、2040年は50人と予測されます。

「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」では、「公立の特別支援学校の高等部の一学級の生徒の数は、重複障害生徒（文部科学大臣が定める障害を2以上併せ有する生徒をいう。以下のこの条において同じ。）で学級を編制する場合にあっては、3人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあっては8人を標準とする」とあり、本市に特別支援学校を誘致する場合、重複障がいを加味すると、高等部の教室として10教室程度必要です。

さらに、小・中学部と同様に、特別教室等が必要となるため、15教室以上の空き教室が必要となります。

このことから、学校統合により転用可能となった校舎の利用の可能性は残しつつ、小規模校における空き教室の活用や市内の公共施設を活用することも加味することとし、小学部及び中学部と高等部を分散し段階的に誘致を行うことで、千葉県と具体的に協議していきます。



# 資料編

## 1 浦安市特別支援教育のあり方に関する庁内検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の動向を把握し、本市における特別支援教育の基本的な考え方や体制の整備を検討するため、浦安市特別支援教育のあり方に関する庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特別支援教育の現状と課題の整理
- (2) 特別支援教育のあり方について
- (3) 前2号に掲げる事項の他、委員長が特に必要と認めた事項

### (組織)

第3条 検討委員会は、庁内関係課をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育総務部部長の職にある者を、副委員長は、教育総務部参事の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1の職にある者をもって充てる。

### (検討委員会)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ検討委員会を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は必要に応じて、関係者に必要な資料の提供を求め、検討委員会に出席させて説明を求めることができる。

### (庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育政策課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるものの他、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

別表 1

委員	企画部 企画政策課長
	福祉部 障がい事業課長
	福祉部 こども発達センター所長
	健康こども部 保育幼稚園課長
	教育総務部 部長
	教育総務部 参事
	教育総務部 次長
	教育総務部 指導課長
	教育総務部 教育研究センター所長
	教育総務部 教育政策課長

## 2 検討経緯

開催日	会議の内容
令和元年（2019年） 8月5日	<p>第1回浦安市特別支援教育のあり方検討委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別支援教育を取り巻く本市の取組状況について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市における特別支援教育の変遷</li> <li>(2) 特別な教育的支援を必要とする自立や社会参加に向けた学びの場と特別支援学校や特別支援学級への就学までの流れ (プロセス)</li> <li>(3) 特別な教育的支援を必要とする子どもの多様な学びの場</li> <li>(4) 特別支援学級・通級指導教室等の児童生徒数の推移</li> </ol> </li> <li>2 現状の問題点や課題等について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別な教育的支援を必要とする子どもの学びの場の充実</li> <li>(2) 就学から就労までの支援の継続が実現できる行政のあり方</li> </ol> </li> <li>3 目指すべき方向性について</li> <li>4 今後のスケジュールについて</li> </ol>
令和元年（2019年） 10月30日	<p>第2回浦安市特別支援教育のあり方検討委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別支援教育のあり方検討報告（骨子案）について</li> <li>2 今後のスケジュールについて</li> </ol>
令和元年（2019年） 11月	ヒアリング調査の実施（11/30～1/24）
令和元年（2019年） 11月29日	校長会研修会で概要報告
令和元年（2019年） 12月24日	<p>第3回浦安市特別支援教育のあり方検討委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 意識調査の内容について</li> <li>2 特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の将来推計</li> <li>3 浦安市特別支援教育のあり方検討報告書（素案）について</li> </ol>
令和2年（2020年） 1月	浦安市特別支援教育に関する意識調査の実施（1/20～2/3）
令和2年（2020年） 2月13日	<p>第4回浦安市特別支援教育のあり方検討委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 意識調査の中間集計について</li> <li>2 ヒアリング（関係団体・学校）の実施結果について</li> <li>3 浦安市特別支援教育のあり方検討報告書（素案）について</li> </ol>

令和2年(2020年) 3月12日	定例教育委員会会議(協議)
令和2年(2020年) 3月27日	第5回浦安市特別支援教育のあり方検討委員会 1 意識調査及びヒアリング調査結果について 2 浦安市特別支援教育のあり方検討報告書(案)について
令和2年(2020年) 4月9日	定例教育委員会会議(審議)

### 3 浦安市の特別支援教育に関する主な取り組み年表

年	浦安市の特別支援教育に関する取り組み	国・県の主な動向
昭和40年 (1965年)	特殊学級開設開始（浦安小学校）	
昭和52年 (1977年)	心身障害児就学指導委員会の設置	
昭和54年 (1979年)	特殊学級に補助教員の配置を開始	養護学校義務制の開始
平成5年 (1993年)	通常の学級に補助教員の配置を開始	
平成6年 (1994年)		各国政府及び国際機関（ユネスコ）によって提唱された「サマランカ宣言」により、統合教育が提唱される
平成9年 (1997年)	学校施設のバリアフリー化として、市立全小・中学校へのエレベーターの設置を開始 (平成27年(2015年)完了)	
平成14年 (2002年)	就学支援事業開始  教育研究センターの開設	学校教育法施行令の一部改正 (就学事務等に関する内容)
平成16年 (2004年)	心身障害児補助教員配置基準の制定	
平成18年 (2006年)	就学支援事業がまなびサポート事業へ発展	教育基本法の改正
平成19年 (2007年)	心身障害児補助教員を心身障がい児補助教員に改称  心身障がい児就学指導委員会条例の廃止  こども発達センターの開設	改正学校教育法の施行 (特殊教育から特別支援教育への転換、養護学校、盲・聾学校等が特別支援学校に一本化)  文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」 (校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画の作成等) 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の施行
平成20年 (2008年)	まなびサポートチームの設置 (専門員の配置)  心身障がい児介助員の配置を開始	
平成21年 (2009年)	心身障がい児介助員を心身障がい児支援員に改称	
平成23年 (2011年)		障害者基本法の改正
平成24年 (2012年)		文部科学省報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
平成25年 (2013年)	文部科学省「インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業」を受託	学校教育法施行令の一部改正 (就学先を決定する仕組みの改正等)

平成 26 年 (2014 年)	浦安市学校等における医療的ケア事業の開始	障害者の権利に関する条約の 批准
平成 27 年 (2015 年)	市立全小・中学校に学習支援室の設置完了	
平成 28 年 (2016 年)	浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進 に関する条約の施行	障害を理由とする差別の解消 の推進に関する法律の施行 (合理的配慮の提供等) 千葉県手話言語等の普及の推 進に関する条約の施行
平成 30 年 (2018 年)	浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関 する条例の施行	

#### 4 浦安市の特別支援学級・通級指導教室の設置年度一覧

年	特別支援学級、通級指導教室等の設置	
昭和 40 年 (1965 年)	浦安小学校に特殊学級開級 (精神薄弱)	
昭和 41 年 (1966 年)	浦安中学校に特殊学級開級 (精神薄弱)	
昭和 53 年 (1978 年)	北部小学校に特殊学級開級 (情緒障害)	
昭和 56 年 (1981 年)	美浜南小学校に特殊学級開級 (精神薄弱)	
昭和 59 年 (1984 年)	浦安小学校に言語治療教室開設	
平成 5 年 (1993 年)	見明川小学校に特殊学級開級 (精神薄弱) 見明川中学校に特殊学級開級 (精神薄弱) 浦安小学校に通級指導教室「ことばの教室」開設	
平成 7 年 (1995 年)	美浜北小学校に通級指導教室「ことばの教室」開設	
平成 15 年 (2003 年)	高洲小学校に特殊学級開級 (知的障害)	
平成 18 年 (2006 年)	明海南小学校に特殊学級開級 (情緒障害) 明海中学校に特殊学級開級 (情緒障害)	
平成 19 年 (2007 年)	東小学校に通級指導教室開設 (LD・ADHD等)	「通級ひがし」
平成 20 年 (2008 年)	明海小学校に特別支援学級開級 (情緒障害) 入船中学校に特別支援学級開級 (知的障害)	
平成 21 年 (2009 年)	日の出中学校に特別支援学級開級 (知的障害)	
平成 22 年 (2010 年)	東野小学校に特別支援学級開級 (自閉症・情緒障害)	
平成 23 年 (2011 年)	美浜中学校に特別支援学級開級 (知的障害)	
平成 24 年 (2012 年)	日の出南小学校に特別支援学級開級 (知的障害) 県立船橋特別支援学校による通級指導教室 (からだ) 開始	
平成 26 年 (2014 年)	南小学校に特別支援学級開級 (知的障害) 高洲中学校に特別支援学級開級 (自閉症・情緒障害) 明海南小学校に通級指導教室開設 (LD・ADHD等)	「通級あけなん」
平成 27 年 (2015 年)	北部小学校に特別支援学級増設 (知的障害) 見明川中学校に特別支援学級増設 (自閉症・情緒障害) 入船小学校に特別支援学級開級 (知的障害) 「ことばの教室」を「ことばときこえの教室」に改称	
平成 28 年 (2016 年)	富岡中学校に特別支援学級開級 (知的障害) 教育研究センター内に県立千葉盲学校サテライト教室開設	



平成 29 年 (2017 年)	堀江中学校に特別支援学級開級（知的障害） 富岡小学校に通級指導教室開設（LD・ADHD等） 明海中学校に通級指導教室開設（LD・ADHD等） 県立千葉盲学校サテライト教室が、県立船橋特別支援学校サ テライト教室に移管	「通級とみおか」 「通級明海」
平成 31 年 (2019 年)	東小学校に特別支援学級開級（知的障害）	
令和 2 年 (2020 年)	舞浜小学校に特別支援学級開級（知的障害）	

## 5 県外行政視察記録

### ●目的

宮城県では、市立小学校の空き教室（校舎）を利用して県立特別支援学校の分校を設置し、運営している。

市内への県立特別支援学校の整備に向けて県と協議を進めているが、特別支援学校の設置のあり方の一つとして、市立小学校へ特別支援学校の分校を設立するに至った経緯や学校運営等について視察し、今後の特別支援学校の整備の参考とする。

## 宮城県立利府支援学校〔塩釜分校〕（2019.12.10・宮城県塩竈市）

### ●内容

#### ①分校設立の経緯について

- 宮城県の「県立特別支援学校教育環境整備計画」に基づき、教室の狭隘化解消、通学時間の短縮、そして交流及び共同学習の推進等を目的に、平成23年（2011年）4月に宮城県立利府支援学校富谷校（小学部）を富谷町立富ヶ丘小学校内に開校した。さらに、平成29年（2017年）4月に宮城県立利府支援学校塩釜校（小学部）が塩竈市立第二小学校内に開校した。塩竈市立第二小学校は、1,000人近くの児童が在籍していた時期もあったが、現在500人程度に児童数が減少してきたため、空き教室もあり、塩竈市が無償で宮城県に提供し、分校設立に至った。

#### ②分校設立に要した費用

- 改修費 1億1140万円  
（普通教室・活動室・保健室・相談室・調理室・職員室・更衣室・トイレ・昇降口等の改修）

#### ③分校運営について

- 教室は、改修時に市立小学校の1教室を半分に改修し、利用している。
- スクールバスは、宮城県教育委員会が運行している。（令和元年度は、通学に1時間以上かかる児童がいることから2コースを増やした。）
- 給食は、塩竈市（自校方式）から提供を受けている。再調理が必要な場合は、調理の器具・時間・人員・技術（研修）などの面から様々な検討・準備を行い、調理室で行っている。
- 医療的ケア児や車いすの児童も在籍するが、エレベーターが設置されておらず、昇降機を利用して階の移動を行っている。
- 分校には、校長がいないため、事務手続き、文書収発などは副校長が本校へ出向いて、行っている。

#### ④市立小学校との校内施設利用について

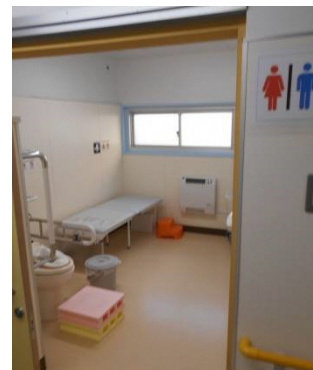
- 体育館や校庭は、毎朝9:00～9:30に「朝の運動」の時間として割当があり、小学校の特別支援学級と半面ずつ使用している。また、週2コマの使用割当もある。
- 図書室は、授業時間、休み時間を問わず、随時申し出れば利用できる。
- 塩釜分校の多目的トイレを小学校の通常の学級に在籍する肢体不自由児に開放している。



利府支援学校塩釜校の玄関に設置されているスロープ



エレベーターがなく階段には昇降機を設置



多目的トイレには簡易ベッドも設置

### ●所見

- 塩竈市・松島町・七ヶ浜町（人口：5.4万+1.4万+1.9万=8.7万）が学区となっており、県立利府支援学校の狭隘化と児童の通学時間の負担を減らすために、宮城県教育委員会と塩竈市教育委員会が連携して設置が行われている。
- 市立小学校内に分校を設置したことで、行事などで交流の時間を多く確保することや校内施設を上手に活用することができている。
- 分校の職員数が少ないため、特別支援教育コーディネーターを専任で置くことができず、副校長や教務主任、学部主事が兼任しなければならないことが課題である。

## 宮城県立利府支援学校（2019.12.11・宮城県利府町）

### ●内容

- 宮城県立利府支援学校・塩釜校・富谷校、3校合同でのクリスマス会を見学した。



スクールバスのマップ



クリスマスの作品を鑑賞



特別支援学校の児童

### ●所見

- 高等部で狭隘化が進んでおり、入学者選考を行い、募集定員も定めているが、応募してきた生徒は全員受け入れることになっている状態である。
- 令和6年度（2024年度）に新たに県立特別支援学校を開設する予定となっているため、学区の見直しを図っていく。その他にも、私立の特別支援学校も開設される予定がある。
- 医療的ケア対象の子どもについては、宿泊の場合は保護者が同行し、看護師の付き添いはない。（仙台市では、看護師の付き添いを認めている。）
- 医療的ケア対象の子どもが通学バスを利用するには、主治医の同意書が必要となっており、ケアの内容によっては、保護者に送迎をお願いしている。

## 浦安市特別支援教育のあり方検討報告書（令和2年4月）

---

発行 浦安市教育委員会

編集 浦安市教育委員会教育総務部教育政策課

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

電話 047(351)1111（代表）

---



